

第1章 平常時における措置

1. 防災に関する教育・訓練

関係職員は、災害対策を円滑に遂行するため、危機管理に係る研修、災害防止に必要な知識の普及及び防災訓練等を実施し、原子力災害に対する認識を深め、防災意識の醸成を図る。

2. 防災関連資料の整備

[防災環境対策室]

- 原子力災害時ににおける災害応急対策上必要な資料を予め整備する。
 - ・原子力事業者防災業務計画
 - ・原子力事業所の施設の構造等を記載した書類
 - ・担当施設の保安規定の写し
 - ・原子力事業所の施設の配置図
 - ・原子力事業所の施設の周辺地図及びE.P.Zを示す地図等
 - ・その他防災対策上必要となる資料

3. 防災業務関連設備等の整備・維持

[原子力安全課、防災環境対策室]

- 原子力災害時の情報伝達、指示、報告のための通信連絡設備及び別表13-1の防災活動用資機材を含め、非常災害対策センターに整備する機器を整備・維持する。
- 担当施設に係る対策拠点施設をあらかじめ指定し、非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器、応急対策の実施に必要な資料等を整備、維持する。また、対策拠点施設を地域における原子力災害の拠点として平常時から訓練等に活用する。
- 防災服の整備・維持について、大臣官房文教施設企画部施設企画課と共同してこれをを行う。また、原子力安全管理事務所に対し、必要な防災服が配備されるよう必要な措置を行う。

[防災環境対策室]

- 原安センターにおけるSPEEDIの緊急時体制に、日頃より万全を期すよう指導するとともに、文部科学省内のSPEEDI端末の維持・管理に努める。
- 青森県六ヶ所村にある原安センター防災技術センターに対し、調査研究用モニタリング資機材等の維持・管理を行なうよう指導するとともに、緊急時ににおいて同資機材が活用できるよう、その機能の把握に努める。
- 〔水戸原子力事務所〕
- 別表13-1のモニタリング資機材を整備・維持するものとする。

4. 原子力防災に関する知識の普及啓発

平常時より住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及啓発に努める。

5. 防災に関する研究等の推進

原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備充実を図る。また、国、地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ、防災施策への反映を行う。

6. 再発防止対策

担当施設又は運搬において原子力災害が発生した場合、その原因の究明を行い、必要な再発防止対策を講じる。また、原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、適時適切に報告を求め、必要に応じて立入検査を行う。

7 常核等に於ける質子力学上の必画的性質等

学校等においては、原子力災害に関する防災計画の整備、防災教育等の充実、防災意識の普及、学校等の防災訓練の実施が図られるよう、国立学校及び都道府県等に対し、指導及び助言を行う。

(別表13-1) 文部科学省防災活動資機材

平成14年7月現在

第6編 參考資料

次

- 参考1 フェーズ1の事象例
参考2 原災法第10条第1項前段に規定する通報基準（フェーズ2）
参考3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言の発出基準（フェーズ3）
参考4 放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について
参考5 主な情報集約項目例（原子力事業所）
参考6 現地までの移動及び輸送支援（原子力事業所）
参考7 自衛隊部隊等派遣要請の具体的手順について（調整中）
参考8 関係省庁事故対策連絡会議の開催連絡様式
参考9 公示案（緊急事態応急対策実施区域）
参考10 指示案（緊急事態応急対策実施区域）
参考11 各原子力施設の種類ごとのE P Zのめやす
- 参考12 原子力緊急事態宣言
参考13 原子力災害対策本部の設置について（協議）
参考14 原子力災害対策本部の設置について（閣議依頼）
参考15 原子力災害対策本部の設置の閣議決定文
参考16 原子力災害対策本部等設置の告示
参考17 原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部その他の職員の指名について
参考18 原子力災害現地対策本部員及び原子力災害現地対策本部その他の職員の指名について
- 参考19 政府原子力災害対策本部及び政府原子力災害現地対策本部各機能別班の主な業務
参考20 緊急事態応急対策の実施内容と本部における関係各機関の役割分担
- 参考21 公示案（避難等の指示）
参考22 指示案（避難等の指示）
参考23 屋内退避及び避難等に関する指標
参考24 屋内退避、避難の指示の内容
参考24-2 退避の指示の内容
参考25 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について（要請）
参考26 防災業務関係者の防護措置
参考27 飲食物撰取制限に関する指標
参考28 原子力緊急事態解除宣言について（原子力安全委員会への要請）
参考29 原子力緊急事態解除宣言
参考30 原子力災害対策本部等の廃止の告示
参考31 関係省庁事後対策連絡会議の開催（原子力事業所）
参考32 現地事後対策連絡会議の開催（原子力事業所）
参考33 事故・故障発生時対応マニュアル（原子力規制室）
参考34 フェーズ2への移行に関するチェックリスト
参考35 事故・トラブル発生時対応マニュアル（放射線規制室）
参考36 オフサイトセンターへの移動の手引き

(参考1)

ケース1の事象例

施設等	対象となる事象例
試験研究の用に供する原子炉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外に保安規定に定める値を超える放射性物質の放出があった場合 ・保安規定に定める値を超える1次冷却材の漏損があった場合 ・従業員が法令に定める値を超える被ばくをした場合
核燃料物質使用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、爆発等により封じ込め機能が喪失し、施設外に保安規定に定める値を超える放射性物質の放出があつた場合
輸送(R I の輸送を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両において衝突事故、火災事故、転落事故、落石事故、落下事故が発生した場合
R I 施設(R I の輸送を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、爆発等により、施設外に大量のR I が放出される等により、周辺住民へ重大な影響を与える可能性が高いと推測される場合 ・輸送車両において衝突事故、火災事故、転落事故、落石事故、落下事故が発生した場合

※科学技術・学術政策局次長(原子力安全監)の現地への派遣については、最終的には社会的影響を勘案して判断する。

原災法第10条第1項前段に規定する通報基準（フェーズ2）

防災環境対策室

通報部類	通報基準	備考
① 燃料炉等付近での放射線放出	○放射線監査：5 μSv/h以上（7枚） ○放射線測定装置：ばく（1地点）で、10分以上、継続して検出 ○放射線測定装置：2式（2地点）以上、あるいは、無線測定装置等	※放射線測定装置によるデータと可能判定によるデータを併用する中性子の放射線を測定する。
② 運送及出発場所での放射性物質の放出	○原子炉等の機器の放射線監査：5 μSv/h以下で、1 μSv/h以上の場合は、「燃」と中性子炉の放射線監査を兼ねし、その合計値をとる。	
③ 火災発生等による放射線又は放射性物質の漏出	○原子炉等の機器の放射線監査：5 μSv/h以上相当の放射性物質を想定して検出した場合 ①管内区域以外の場所で、10分以上5 μSv/h以上相当の放射性物質を想定して検出した場合 ②管内区域以外の場所で、5 μSv/h以上相当の放射性物質を想定して検出した場合	※原子炉施設における火災、爆発等の状況において、発射等の放射線には出されないが、他の放射線、放射性物質が放出される場合の警戒。 ※測定装置は、測定装置を組むる自然が無い場合、測定装置は会、測定装置を組むる自然が無い場合は出されない場合。
④ 原子炉外運搬用の荷役装置	○放射線量：10 μSv/h、輸送距離から10離れた地点に超出する場合 測定が困難で、通常が測定される値が大きい場合は検出点とみなす。	
⑤ 原子炉緊急停機に至る可能性のある事象	○原子炉の過熱物質が漏洩した場合又は漏洩しない場合	
大 据 表	○原子炉の運転又は運転停止の際に、運転の停止又は運転の再開のための運転の停止又は運転の再開の際に原子炉の運転を停止せざる場合	
①スラム失敗	○原子炉の運転中に、通常の原子炉の運転により原子炉を停止する場合	
②原子炉冷却材喪失	○原子炉の運転中に、EGRの作動を必要とする原子炉冷却材（ナトリウム系炉型高圧蒸気）については、原子炉冷却材が沸騰して蒸発する蒸発抑制装置が起作用する場合	
③原子炉給水喪失（GR）	○原子炉の運転中に、当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、EDC高圧注水系が動作しない場合	
④原子炉冷却材喪失（PWR）	○原子炉の運転中に、蒸気生産器へのすべての給水機能が喪失した場合	
子 伴 姓 地 説	○原子炉の運転中に、原子炉の炉心水位を維持する機能（ナトリウム炉型炉内給水系統）が喪失した場合において、当該原子炉容積内の水位が低下して低下して停止する場合	
⑤原子炉降圧機能喪失（PWR）	○原子炉の運転中に、原子炉の炉心水位を維持する機能（ナトリウム炉型炉内給水系統）が喪失した場合において、当該原子炉容積内の水位が低下して停止する場合	
⑥原子炉電源喪失	○原子炉の運転中に、供給する電源が停止し、かつ、その代替が立ち上げられなかった場合	
⑦電磁誘導喪失	○原子炉の運転中に、非電磁誘導母線が切られた場合において、当該電磁誘導母線に電気を供給する電源が異なる状況から、電気を維持する機能（ナトリウム炉型炉内給水系統）が喪失した場合	
⑧原子炉原子炉水位異常低下（水位下落）	○原子炉の運転中に、原子炉炉内給水系統内に超臨界燃料合体がある場合において、当該原子炉容積内の水位が低下して低下して停止する場合	
⑨原子炉給水喪失（給水喪失）	○原子炉の運転中に、原子炉炉内給水系統が停止する場合において、当該原子炉容積内の水位が低下して低下して停止する場合	
⑩燃焼ブーム水位異常低下	○原子炉の運転中に、原子炉炉内給水系統が停止する場合において、当該原子炉容積内の水位が低下して低下して停止する場合	
⑪制御室使用不能	○原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉炉内からの原子炉を停止する機能喪失	
試 験 系 統	○原子炉の制御室が必要とする場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失した場合	
②原子炉冷却材喪失	○原子炉を含む全ての機能が喪失した場合	
③制御室使用不能	○原子炉制御室が使用できなくなる場合	
再 現	○処理施設の運転中に、測定の測定値ができないこと	
①電源喪失	と。	
②燃焼ブーム水位異常低下	○原子炉内給水系統合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料合体が排出する水位まで低下した場合	
③制御室使用不能	○原子炉制御室が使用できなくなる場合	
原子炉の喪失	○原子炉の運転中の測定値の測定（原子炉の水位の測定値）において、既存の測定装置の操作等のための測定の測定値が喪失し、30分以内に計測の回復ができないこと	
事業所外運搬用の火災・爆発等	○原子炉内給水系統合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料合体が排出する水位まで低下するごとに、既存の測定装置が使用できなくなる場合	

(参考3) 防災環境対策室
原災法第15条第1項の原子力緊急事態能宣言の発出基準(フェーズ3)

	通報基準	備考	
(1) 地震地盤動作での放射線量検出	○放射線量：500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上（ γ 線） ①放射線測定装置1式（1地点）で、10分以上継続して検出 ②放射線測定装置2式（2地点）以上であれば、継続時間は問わず ○放射線量：500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上（ γ 線と中性子線） ③すべての放射線測定装置が500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の場合には、 γ 線と中性子線の放射線量を測定し、その合計値をとる。 又は、2以上で1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の場合は、 γ 線と中性子線の放射線量を測定し、その合計値をとる。	※放射線測定装置による測定時間は、可搬式測定器による測定時間より短い場合、可搬式測定器による中性子線の放射線量を測定する。	
(2) 廃棄物放出場所での放射性物質の検出	○放射性物質 ○放射性物質による放射線量検出 ○放射性物質の検出	○放射線量：500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上（ γ 線） ①原団体による放射性物質の濃度が敷地境界付近（排水管、排水口その他これに類する場所）に達した場合で、10分以上500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上相当の放射性物質を継続して検出した場合 ②管理区域以外の場所で、500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上相当の放射線量が10分以上継続して検出した場合	※原団体による放射性物質の濃度が敷地境界付近において火災、通常時に放出されない場所で一定の放射線量、放射性物質が放出される場合の基準。 ※測定困難な場合、通報基準を超える警戒性が高い場合は検出されたとみなす。
(3) 火災緊急事態による放射性物質の検出			
(4) 事業所外遮断用の輸送容器	○放射線量：10 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （輸送容器から1m離れた地点）測定 ①輸送容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの警戒性が高いため、当該値が測定された場合	○放射線を非常用の放射性物質の漏出等が測定可能である場合	
(5) 原子力緊急事態を示す事象	○原子炉の運転を非常用の放射性物質の漏出等が測定可能とする場合又は事故時の漏出等が測定可能である場合 ○原子炉の運転を非常用の放射性物質が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失した場合	○原子炉の運転を非常用の放射性物質が必要な場合において、原子炉が運転中にEOSの動作を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又はBRHにおいて蒸気発生器への給水が機能が喪失した場合 ○原子炉の運転中にEOSによる注水ができない場合 ○原子炉は、BRHにおいて蒸気発生器への給水が機能が喪失した場合 ○原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉が当該格納管の設置上の最高使用圧力を超過した場合	
大規模 ②原子炉冷却材・給水喪失（原子炉停止用） ③格納容器圧力上昇 ④原子炉除熱機能喪失（BR） ⑤原子炉冷却機能喪失	○原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又はBRHにおいて蒸気発生器への給水が機能が喪失した場合 ○原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉が当該格納管の設置上の最高使用圧力を超過した場合 ○原子炉の運転中に原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合 ○原子炉の運転中に主導水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱系を除去する機能が喪失した場合	○原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又はBRHにおいて蒸気発生器への給水が機能が喪失した場合 ○原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉が当該格納管の設置上の最高使用圧力を超過した場合 ○原子炉の運転中に原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合 ○原子炉の運転中に主導水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱系を除去する機能が喪失した場合	
(6) 原子炉停止用	○原子炉停止用	○原子炉の運転中に原子炉停止用の温度を超過した場合	
(7) 全直流水源喪失	○原子炉の運転中にすべての非常直流水源からの電気の供給が停止した場合	○原子炉の運転中に原子炉内に燃料棒及び冷却水を供給する全ての機能が喪失した場合	
(8) 原子炉停止用	○原子炉の運転中に原子炉停止用の温度を超過した場合	○原子炉の運転中に原子炉内に燃料棒及び冷却水を供給する全ての機能が喪失した場合	
(9) 停止時原子炉水位異常	○停止時原子炉水位異常	○原子炉停止用の水位が、当該原子炉から廃熱系を除去する機能が喪失した場合	
(10) 停止時原子炉水位低下	○停止時原子炉水位低下（PWR）	○原子炉停止用の水位が低下した場合	
(11) 制御室使用不能等		○原子炉停止用の水位が低下した場合	
試験用	○原子炉停止用	○原子炉の運転中の他の部位（原子炉の本体の中を除く）における、核燃料物質が臨界状態にある場合	
原子炉外臨界	○原子炉外臨界	○事業所外臨界の場合は、原子炉外臨界における事象の発生の際に、当該耳鼻喉科等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準、二つある細目等を定める告示等に掲げる値又は当該運搬に適用する器器から漏えいする場合又は当該漏えいの自然性が届かない状態にある場合	

(参考4)

放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について

昭和59年2月24日
放射性物質安全輸送連絡会
(最終改正：平成17年1月16日)

我が国における原子力の開発・利用の進展に不可欠である放射性物質の輸送については、今後とも、その安全輸送に万全を期す必要がある。放射性物質の輸送に当たっては、事故発生を未然に防止することが大前提であり、このような観点から、従来より、輸送物に対して、国際基準をも踏まえた各種試験条件等を課すとともに、実際の輸送に当たっても、細心の注意が払われているところである。また、方が一の事故発生に際しても、事業者等（輸送事業者を含む。）は、関係機関に通報するとともに、事故の拡大防止等の措置を講じることが義務付けられているところであるが、今後は、このような放射性物質輸送の事故時安全対策に關し、次の指標を講じるとともに、引き続き関係省庁が協議し、一層の整備充実を図るものとする。

なお、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく特定事象又は原子力緊急事態が生じた場合には、原子力災害対策マニュアルに則つて対処するものとする。

1. 連絡・通報体制及び役割分担
事故が発生した場合には、関係省庁間における連絡・通報を速やかに行うとともに、主要な連絡・通報体制を別添1のとおりとし、関係省庁は、別添2に示された役割分担により迅速に対応するものとする。

2. 放射性物質輸送事故対策会議
(1) 放射性物質の輸送中の事故に際して、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがあつた場合には、速やかに放射性物質輸送事故対策会議（別添－3参照）を開催し、次の事項に關し、連絡・調整を行うものとする。
なお、放射性物質輸送事故対策会議の庶務は、当該輸送に係る規制を所掌する省庁（以下「主管庁」という。陸上輸送（放射性医薬品以外）にあつては経済産業省又は文部科学省、放射性医薬品の陸上輸送にあつては厚生労働省、海上又は航空輸送にあつては国土交通省）において行うものとする。

- ① 事故情報の収集、整理及び分析
- ② 関係省庁の講ずべき措置
- ③ 係官及び専門家の現地への派遣
- ④ 対外発表

(4) 海上保安部署の対応
事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

(2) 放射性物質輸送事故対策会議開催後に原災法第10条第1項の通報があり、原子力災害対策マニュアル（平成12年8月29日、原子力災害危機管理関係省庁会議）に基づく関係省庁事故対策連絡会議が開催され又は原災法第15条第1項に該当する事象に至り、原子力災害対策本部が設置された場合には、主管庁は、放射性物質輸送事故対策会議において説明するものとする。

3. 専門家の指名等

専門家の現地への派遣が必要な場合、これを速やかに行うため、関係省庁は、派遣する専門家を指名（必要に応じ、原災法通報事象時と同一の専門家を指名。）しておくものとし、派遣に当たっては、手段の配慮を払うものとする。

4. 現地における対応

(1) 事業者等の対応

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講すべき措置は、別添一4のとおりとする。

(2) 警察の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、人命救助、交通規制等国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置を実施するものとする。

(3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施するものとする。

(4) 海上保安部署の対応
現地に派遣された係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施するものとする。現地に派遣された専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

(5) 派遣係官及び専門家の対応

現地に派遣された係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施するものとする。現地に派遣された専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

(6) 事故処理終結確認

事故処理終結に当たっては、必要に応じ、派遣係官及び専門家は、最終モニタリングを行い、汚染がないことを確認するものとする。また、輸送物の事故現場からの移動に当たっては、必要に応じ、派遣係官が、輸送物、輸送方法等の確認を行うものとする。

5. 放射性物質安全輸送マニュアル作成要領の策定及び事業者等に対する指導
事業者等は、放射性物質の輸送に当たって、所要の事故時対応措置を講じているところであるが、その安全確保及び事故時の対応を一層徹底させるため、事業者等の役割分担、連絡方法、連絡事項、携行資器材、同行専門家、応急措置要領、現状復帰等に関する放射性物質安全輸送マニュアル作成要領を策定し、これに基づき、事業者等に対し、関係省庁が指導を行うものとする。

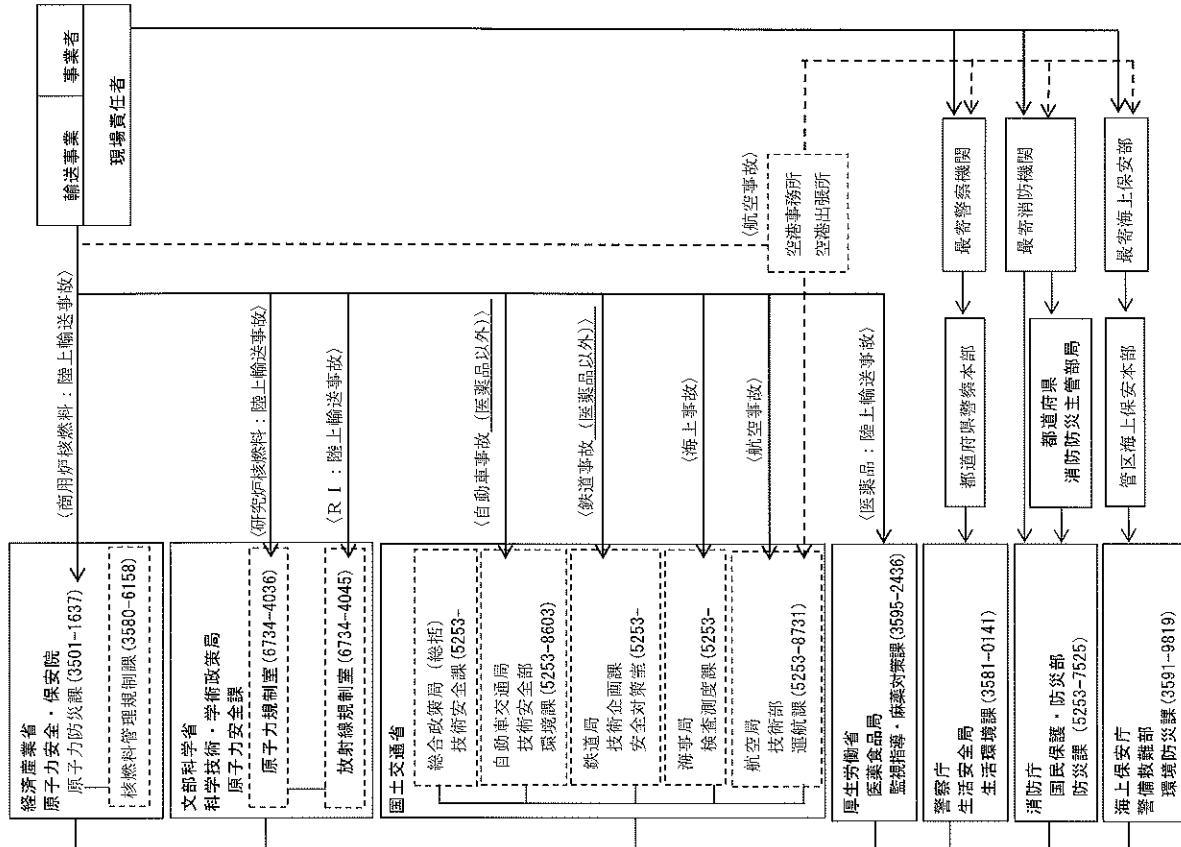
6. 事業者等への周知

関係省庁は、事業者に対し、以上の国における措置の内容を周知させるものとする。

7. IAEAへの通報・報告
IAEAへの通報・報告（INES、EVTRAM関連）については別途定めるものとする。

輸送事故時の連絡体制

関係省庁の役割分担



- (1) 経済産業省（実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設及び廃棄施設に係る輸送の場合）又は文部科学省（その他の輸送の場合）：
- ・輸送物の安全確保（輸送容器の健全性、収納物の評価）に関する事項（放射性医薬品以外）
 - ・危険時の措置命令に関する事項
 - ・放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（放射性医薬品以外の輸送物の陸上輸送の場合）
 - ・専門家派遣の取りまとめに関する事項（共管）
- (2) 國土交通省：
- ・輸送方法（輸送手段、積載方法等）の安全確保に関する事項（放射性医薬品の陸上輸送の場合以外）
 - ・危険時の措置命令に関する事項
 - ・放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（海上及び航空輸送の場合）
- (3) 厚生労働省：
- ・輸送物（輸送容器の健全性、収納物の評価）及び輸送方法（輸送手段、積載方法等）に関する事項（放射性医薬品の陸上輸送の場合）
 - ・危険時の措置命令に関する事項
 - ・放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（放射性医薬品の陸上輸送の場合）
- (4) 警察庁：
- ・運搬の届出等に係る安全確保（日時、経路、車両編成等）に関する事項
 - ・都道府県警察の対応措置に関する事項

(別添 3)

- (5) 消防庁：
- ・火災事故、人身事故に関する事項
 - ・消防機関の対応措置に関する事項
 - ・都道府県消防防災主管部局の対応措置に関する事項

放射性物質輸送事故対策会議の構成（平成17年11月16日現在）

- ・保安院原子力防災課課長

経済産業省：原子力安全・保安院核燃料管理規制課長

文部科学省：科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室長

科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長

(6) 海上保安庁：

- ・運送の届出等に関する安全確保（日時、経路、船種等）に関する事項
- ・海上保安部署の対応措置に関する事項

国土交通省：総合政策局技術安全課長

自動車交通局技術安全部環境課長

鉄道局技術企画課安全対策室長

海事局検査測度課危険物輸送対策官

航空局技術部運航課長

厚生労働省：医療食品局監視指導・麻薬対策課長

海上保安庁：警備救援部環境防災課長

警察庁：生活安全局生活環境課長

交通局交通企画課長

消防庁：国民保護・防災部防災課長

(注) 必要に応じ、関係省庁関係課室長が出席するものとする。

事業者の講ずべき措置

- (1) 関係機関への通報・連絡
- (2) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- (3) 消火及び輸送物への延焼防止
- (4) 輸送物の移動
- (5) 立入制限区域の設定及び立入制限
- (6) 汚染の拡大防止及び除染
- (7) 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置。

放射性物質輸送事故に係る専門家の派遣について

昭和59年6月26日

放射性物質安全輸送連絡会
(最終改正：平成16年7月1日)

昭和59年2月24日付け「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」

にある専門家の指名・派遣について下記のとおり定める。

記

1. 専門家の指名

関係省庁は、放射性物質の輸送中の事故発生時に、現地に派遣する専門家を別記

—1の通り指名し、今後適宜、更新するものとする。
2. 派遣の決定

専門家を指名した省庁（以下、当該省庁）が当該専門家の派遣を決定するものとするが、決定に当たっては、関係省庁との連絡・調整に配慮するとともに放射性物質輸送事故対策会議が開催される場合は、原則として、この場において連絡・調整を行うものとする。
3. 専門家への依頼

専門家を派遣することを決定した場合、当該省庁から当該専門家に現地行きを依頼するものとする。
4. 派遣手段とその手配
 - (1) 当該専門家の派遣手段の手配については、当該省庁が行うものとするが、当該省庁が派遣手段を確保できない場合は関係省庁に依頼し、関係省庁は輸送支援の可能性を判断して派遣手段を確保するものとする。
 - (2) 派遣に当たって、防衛庁の輸送手段が必要な場合には、当該輸送に係る規制を所

掌する省庁（陸上輸送にあつては経済産業省又は文部科学省、海上又は航空輸送にあつては国土交通省）が防衛庁に依頼するものとする。

(3) 資器材の運搬についても、上記(1)、(2)に準ずることとする。

(別記2)

携行資器材リスト

5. 専門家の役割
 - (1) 現地の警察官、海上保安官、消防吏員、又は関係省庁の担当官（派遣係官）の要請に応じ、技術的助言及びモニタリング等の調査を行うこと。
この際、国で行う事故の終結確認にあたって汚染がないことを確認することを含むものとする。
 - (2) 専門家は当該省庁の求めに応じて、技術的助言を行うとともに放射性物質輸送事態対策会議又は放射性物質安全輸送連絡会に出席し、技術的助言を行うものとする。

1. 測定器

5. 専門家の役割
 - (1) 現地の警察官、海上保安官、消防吏員、又は関係省庁の担当官（派遣係官）の要請に応じ、技術的助言及びモニタリング等の調査を行うこと。
この際、国で行う事故の終結確認にあたって汚染がないことを確認することを含むものとする。
 - (2) 専門家は当該省庁の求めに応じて、技術的助言を行うとともに放射性物質輸送事態対策会議又は放射性物質安全輸送連絡会に出席し、技術的助言を行うものとする。

6. 資器材の手配

6. 資器材の手配
 - (1) 専門家の使用する資器材の手配については、当該省庁が当該専門家の所属する機関に依頼しておくものとする。
 - (2) 主な資器材リストは、別記一2のとおりとする。

7. その他
その他、専門家の派遣に関して必要な事項は、関係省庁との連絡・調整に配慮しつつ当該省庁が行うものとする。

1. 測定器
 - ・ 電離箱式サーベイメータ (0~10,000mR/h) (γ 線放射線量率) 1式
 - ・ 側窓型GM管式サーベイメータ (0~5mR/h) (γ 線放射線量率) 1式
 - ・ ガスフロー型アルファ線サーベイメータ及びチェックキング線源

(α 線表面汚染密度、 α 線空気汚染濃度)
1式
2. 防護関係器材
 - ・ 端窓型GM管式サーベイメータ及びチェックキング線源
 - ・ 端窓型GM管式サーベイメータ及 β ・ γ 線表面汚染密度、 β ・ γ 線空気汚染濃度)
1式
 - ・ スミヤ用チップ（表面汚染密度） 1式
 - ・ 携帯用ダストサンプラー (20/min) 及びHE-40T濾紙
 - ・ 可搬型放射線測定装置 (α 線、 β ・ γ 線)

(α 線、 β ・ γ 線表面汚染密度、 α 線、 β ・ γ 線空気汚染濃度) 1式
3. その他
 - ・ B F₃カウンター（中性子線） 1式
4. 防護服
 - ・ TLDバッヂ
 - ・ アームメータ
 - ・ 防護マスク
 - ・ 防護衣類

(参考5)

主な情報集約項目例（原子力事業所）

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

1. 事故概要等に関する事項 [安全規制担当省庁]

(1) 事故発生施設の概要
事業所の名称、所在地、原子力施設等の内容(2) 事故の概要
①発生時刻、安全規制担当省庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信
日時

- ②事故発生施設及び発生場所
- ③事故の内容
- ④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ⑤モニタリング値
- ⑥人的・物的被害の有無
- ⑦気象状況
- ⑧予測稼働
- ⑨事故の原因

2. 関係機関の活動に関する事項 [安全規制担当省庁]

- (1) 原子力事業者の対応状況 [安全規制担当省庁]
 - ①施設の状況
 - ②被害の状況
 - ③事故の応急対策活動の状況
 - ④他の原子力事業者の協力実施状況
- (2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、公共機関及び原子力事業者）の体制
 - ①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況 [各省庁]
 - ②原子力緊急時支援・研修センターの準備状況 [文部科学省]
- (3) 国による支援体制 [安全規制担当省庁]
 - ①緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況
 - ②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣チームの準備状況 [文部科学省]
 - ③緊急被ばく医療派遣チームの現地派遣の準備状況
 - ④国の職員の現地派遣状況 [各省庁]
 - ⑤関係省庁における支援体制 [各省庁]
- (4) 地方公共団体の対応状況
 - ①住民への連絡状況 [消防庁]
 - ②事故の応急対策活動の状況 [消防庁]
- (5) 予測、モニタリング体制
 - ①モニタリングの状況 [文部科学省]
 - ②緊急時モニタリングの準備状況 [文部科学省]

- ③緊急時対策支援システム（ERSS）により予測される原子力施設の状況
 （原子力発電所の場合に限る）【経済産業省】
- ④緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI・ネットワーキングシステム）の予測結果
 【文部科学省】
- (6) 屋内退避、避難収容等の防護活動の準備 [安全規制担当省庁]
- ①屋内退避、避難収容等の防護活動についての準備実施状況
 - ②避難場所の準備状況
- ①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況
 【警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省】
- ②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間 [警察庁、消防庁]
- (7) 現地の救助救急体制と広域応援の準備
- ①救助自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況 [消防庁、防衛省]
 - ②医師团の派遣及び收容病院の受入れ等の準備状況
 [厚生労働省、文部科学省]
 - ③安定化の準備状況 [厚生労働省]
- (8) 医療体制の準備
- ①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項
 [安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁]
 - ②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び收容先病院 [消防庁、厚生労働省、文部科学省]
- (9) 人的被害の状況
- ①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項
 [安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁]
 - ②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び收容先病院 [消防庁、厚生労働省、文部科学省]
- (10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況 [警察庁、海上保安庁、国土交通省]
- (11) 汚染物の除去による被害拡大の防止 [安全規制担当省庁]
- (12) 消火活動 [消防庁]
- (13) オフサイトセンターの活動状況 [安全規制担当省庁]
- ①国、地方公共団体の職員の参集状況
 - ②専門家の参集状況
 - ③他の原子力事業者の協力実施状況
 - ④現地事故対策連絡会議の開催状況

主な情報集約項目例（輸送）

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

1. 事故概要等に関する事項 [主担当の安全規制担当省庁]

(1) 事故発生場所

例：陸上輸送の場合、○○県○○市○○町○○
 海上輸送の場合、○○県○○灯台から○度○海里のところ

(2) 輸送の概要

- ①輸送物の内容（例：B型核分裂性輸送物（使用済燃料）等）
 - ②出発地、到着地
 - ③出発日時、到着予定日時
 - ④輸送に責任を負う原子力事業者名
 - ⑤輸送体制の状況（陸上輸送の場合、輸送隊の編成。海上輸送の場合、船名、船舶所有者等。航空輸送の場合、便名、航空会社等。）
 - ⑥事故の概要
- ①事故発生時刻及び安全規制担当省庁等への原子力事業者（原子力防災管理者）からの同報ファクシミリの発信日時
- ②事故の状況（車両、船舶、航空機等の損傷の状況、周囲の交通等の状況を含む。）
- ③放射性物質等の漏えいに関する情報（放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ④モニタリング値
- ⑤人的・物的被害の有無
- ⑥現場の気象・海象状況
- ⑦事故の原因

2. 関係機関の活動に関する事項 [主担当の安全規制担当省庁]

- ①原子力事業者の対応状況 [主担当の安全規制担当省庁]
 - ①事故の応急対策活動の状況
 - ②他の原子力事業者の協力実施状況
- ②関係機関（関係省庁、地方公共団体、公共機関及び原子力事業者）の体制
 - ①関係機関（それぞれの対策本部等の設置状況 [各省庁]
 - ②原子力緊急時支援・研修センターの準備状況 [文部科学省]
- ③国による支援体制
 - ①緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況
 「主担当の安全規制担当省庁」
 - ②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の準備状況 [文部科学省]
 - ③緊急被ばく医療派遣チームの現地派遣の準備状況
 「文部科学省、厚生労働省」
- ④国の職員及び資機材の現地派遣状況 [各省庁]
- ⑤関係省庁における支援体制 [各省庁]

(参考6)

（原子力事業所）

- (4) 地方公共団体の対応状況

 - ①住民への連絡状況〔消防庁〕
 - ②事故の応急対策活動の状況〔消防庁〕
 - (5) 立入制限及び現場周辺住民の退避状況
 - ①立入制限、退避等の防護活動

〔主担当の安全規制担当省庁、警察庁、消防庁、海上保安庁〕

(6) 現地の救助救急体制

 - ①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の応急活動

〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕

(7) 医療体制

 - ①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の（準備）状況
 - 〔消防庁、防衛省、海上保安庁〕
 - ②医師の派遣及び収容病院の受入れ等の（準備）状況
 - 〔厚生労働省、文部科学省〕

(8) 人的被害の状況

 - ①事故現場からの被救助者、性別、その他人を事項
 - 〔主担当の安全規制担当省庁、警察庁、消防庁、海上保安庁〕
 - ②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度
 - び収容先病院（消防庁、厚生労働省、文部科学省）

(9) 現場周辺の交通及び交通規制の状況

〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕

(10)汚染物の除去による被害拡大の防止〔主担当の安全規制担当省庁〕

〔消防庁、海上保安庁〕

(11) 消火活動〔消防庁、海上保安庁〕

(12) 対策拠点施設における活動状況〔主担当の安全規制担当省庁〕

 - ①対策拠点施設の設置（準備）状況
 - ②国等の職員の参集状況
 - ③専門家の参集状況
 - ④他の原子力事業者の協力実施状況

（件名）

防衛省担当局長（海上保安庁次長） 御中 安全規制担当省庁担当局長

人員等の輸送支援依頼について

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由
(例) 第3回現地事故対策連絡会議への参集のため
2. 期日及び経路
○○年○月○日○時○分 ○○から ○○まで
3. 輸送支援希望
(1) 人員
○○○○（所属、氏名 を記載）
○○○○
(2) 資機材
別紙のとおり

(参考7)

現地までの移動及び輸送支援（輸送）

・主担当の安全規制担当省庁は、関係省庁等に対し、要員の現地派遣を要請する。
・関係省庁等は、主担当の安全規制担当省庁にに対して、派遣要員の移動の方法を伝え、必要に応じて、輸送支援（要員及び資機材）の必要性の有無を伝える。

・主担当の安全規制担当省庁は、要員を派遣するにあたり、発生場所、発生時刻を考慮し、速やかに防衛省、警察庁、海上保安庁及び消防庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、防衛省、警察庁、海上保安庁及び消防庁に対し、輸送支援を依頼する。

・主担当の安全規制担当省庁は、防衛省及び海上保安庁に対して下の様式で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。

・依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電話による。この場合、事後ににおいて速やかに書面を提出する。

・防衛省は、自衛隊に対し、輸送の支援が可能かどうかを確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。

・警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうかを確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。

・海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうかを確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。

・消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうかを確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。

・主担当の安全規制担当省庁は、輸送支援の準備が整った段階で、各集合地点から現地までの自衛隊、警察及び海上保安庁の支援（自衛隊の輸送支援は、輸送出発点から現地まで空輸等）により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。

(様式)

自衛隊部隊等派遣要請の具体的手順について（調整中）

- 原災法第10条通報受信後、防災環境対策室（文科省警戒本部が既に立ち上がっている場合には、総括班が行う。以下同じ。）は直ちに関係省庁、関係機関（放医研、原研機構、原安センター、分析センター）に対し、現地への派遣要員の登録（所属、氏名（漢字及びカタカナ）、年齢、・・・）及び派遣の準備を要請し、派遣要員のとりまとめを行う。

- 防災環境対策室は、防衛省（運用企画局事態対処課）に対し現地への輸送支援（現地での陸上輸送を含む）を要請し、防衛省と派遣要員の参集ポイント（東京（市ヶ谷）グループ、茨城（勝田）グループ、千葉（習志野）グループ）への振り分け調整を行う。
調整の結果として、各要員の参集ポイント、参集時刻を確定させ、集合場所の地図等を添えて関係省庁、関係機関に対し連絡し、要員への参集指示を要請する。
- 防災環境対策室は、現地到着基地（場所）及び到着時間を警察庁に連絡し、必要に応じて現地でのオフサイトセンター等までの先導や交通規制等の輸送支援を行うよう要請する。

防衛省担当局長（海上保安庁次長） 御中	主担当の安全規制担当省庁担当局長
人員等の輸送支援依頼について	
標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。	
記	
<p>1. 理由 (例) 事故現場へ要員を派遣するため</p>	
<p>2. 期日及び経路 ○○年○月○日○時○分 ○○から ○○まで</p>	
<p>3. 輸送支援希望 (1) 人員 ○○○○(所属、氏名 ○○○○(　　)) (2) 資機材 別紙のとおり</p>	

(参考8)

(関係省庁事政対策連絡会議の開催連絡様式)

原子力災害危機管理関係省庁担当課 領中
(FAX番号 : 関係機関連絡先リスト参照)

内閣官房
内閣府政策統括官付参事官 (災害応急対策担当)
安全規制担当省庁担当課※

1. ○○年○月○日○時○分、□□県□□市 △△事業所より
原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報がありました。
2. したがって、○○時○○分より、□□□（官邸又は内閣府内会議室もしくは安全規制担当省庁内会議室）において、第○回関係省庁事故対策連絡会議を開催いたしますので、参集方願います。
3. なお、○時○分現在、原災法第15条に基づく原子力緊急事態が発生したと
認めない / 不明

※輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁担当課」とする。

(参考9)

公示案

(参考10)

指 示 索

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 ○○○○

で発生した事故に關し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項
の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ・当面屋内退避の必要はないものの、○○、□□区域内の居住者、潜在者その他の公私の
団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意することが必要である。
- ・したがつて、住民について、その旨周知されたい。

各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす

施設の種類	EPZのめやすの 距離(半径)	
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8～10km	
核燃料再処理施設	約5km	
試験研究の用に供する原子炉施設 (50MW以下)	熱出力≤1kW 1kW< n ≤100kW 100kW< n ≤10MW 10MW< n ≤50MW 特殊な施設条件等を有する施設	約50m 約50m 約500m 約1500m 個別に決定(※1)
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質(質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されるものを除く。)を臨界量(※2)以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状(溶液状、粉末状、気体状)、 ・不定性状(物理的・化学的工程)で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設 それ以外の施設	約500m 約500m 約500m 約500m 約50m 約50m
廃棄施設		

※1：特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離

日本原子力研究開発機構JRR-4 約1000m

日本原子力研究開発機構HTTR 約200m

日本原子力研究開発機構FCA 約150m

東芝NCA 約100m

ウラン(濃縮度5%以上) 700g-²³⁵Uウラン(濃縮度5%未満) 1200g-²³⁵U450g-²³⁹Pu

「原子力施設等の防災対策について」(平成20年原子力安全委員会決定)より抜粋

核燃料物質輸送に係る仮想的な事故評価について

半径50mの距離で約20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 。

原子力緊急事態に至る態へ性能の劣化 (表面から1 mで10mSv/h) があつた場合には、半径15mの距離で10時間で5mSv程度。

1. 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射能量が多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射能量を収納するA型輸送物とする。

○B型輸送物の例：使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体

○A型輸送物の例：新燃料、濃縮UO₂、濃縮UF₆、天然UF₆

○L型輸送物の例：低レベル廃棄物

○I型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

2. 想定事象及び一般公衆への影響

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。臨界事故については、①輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと、②特別の試験条件を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。なお、濃縮UF₆の輸送物については浸水を行っていないが、①特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、②800°C、4時間の耐火性能を有していること、③現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包絡されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されると考えられる。

(1) B型輸送物

① 想定事象

イ) 遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800°C、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

ロ) 密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、9 m落下をを超える衝撃を受け、燃料被覆管が100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定（風速1 m/s、大気安定度F）

② 一般公衆への影響

イ) 遮へい性能の劣化

表面から1 mで約4.5mSv/h、半径15mの距離で約0.25mSv/h (10mSvに達するまでに約40時間)、に達するまでにかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多大の輸送

3. 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10mSvに達するまでによりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多大の輸送

参考 12)

卷之三

宣態急務力子

また、仮に原子力緊急事態に至る遅延を考慮すれば、放射性物質の漏えいがいつであった場合に、一般公衆が

防災対策は十分でない。
事例として、1970年1月に発生した兵庫県南部地震では、震源地から半径15km程度を確保することにより、防災対策は十分であると言える。

「原子力施設等の防災対策について」(平成20年原子力安全委員会決定)より抜粋

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇〇〇(事業所名※)において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るために緊急事態宣言を実施する必要があると認められたため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

（主務大臣の作成した）
公示案を読み上げ

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇〇〇、〇〇キロメートルのところ」等

二〇六

(参考13)

(案)

○○府政防第○○号
平成○○年○月○○日

総務大臣 ○○○○ 殿

防災担当大臣 ○○○○

平成○○年（○○○○年）○○○原子力災害対策本部の設置について（協議）

標記について、別紙のとおり設置したいので、協議します。

(参考14)

(案)

○○府政防第○○号
平成○○年○○月○○日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

内閣総理大臣 ○○○○

平成○○年（○○○○年）○○○原子力災害対策本部の設置について

標記について、別紙のとおり闇議を求める。

(参考15)

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部の設置について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
閣議決定案

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、〇〇〇原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

記

1. 本部の名稱並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 (1)名 称 平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部
 (2)設置場所 東京都（総理大臣官邸）
 (3)設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
2. 本部の構成は、次のとおりとする。
 本 部 長 内閣総理大臣
 副本部長 安全規制担当大臣
 副 本 部 員
 (1)本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 (2)内閣危機管理監
 (3)副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(参考16)

(案)

○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、第十六条第二項及び第十七条第九項の規定により告示する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣名

一 原子力災害対策本部

(1) 名称 平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部

(2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）

(3) 設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

二 原子力災害現地対策本部

(1) 名称 平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部

(2) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策拠点施設※

(3) 設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

※輸送の場合「〇〇県〇〇市〇〇施設」とする。

3. 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき、本部の事務の一
部を行う組織として、次のとおり原子力災害現地対策本部を置く。

(1) 名称 平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部

(2) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事

態応急対策拠点施設※¹(3) 設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるま
での間4. 本部の庶務は、安全規制担当省庁※²において処理する。※¹ 輸送の場合は、「〇〇県〇〇市〇〇施設」とする。※² 輸送の場合は、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

(参考17)

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部員及び
原子力災害対策本部職員の任命について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣 〇〇〇〇

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第6項第3号及び第7項に基づき、下記のとおり、平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部職員を任命する。

記

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部員
別紙のとおり※

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部職員
別紙のとおり※

※安全規制担当省庁*1は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員及び本部職員の予定者の名簿を作成しておく。

*1輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

(参考18)

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第13項に基づき、
下記のとおり、平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び原子力災
害現地対策本部員その他の職員を指名する。

記

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長
〇〇〇（安全規制担当省庁副大臣＊1）

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部員その他の職員
別紙のとおり※

※安全規制担当省庁＊2は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員その他の職員の予
定者の名簿を作成しておく。

＊1輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁副大臣」とする。

＊2輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

(参考19)

政府原子力災害対策本部及び政府原子力災害現地対策本部
各機能別班の主な業務

原子力事業所編

(1) 総括班

各機能別班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

<p>○総括グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害現地対策本部長等の補佐業務 ・合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ、議事録作成等） ・各機能別班の情報の集約、記録 ・現地の県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等からの防災活動状況、被害状況等の情報のとりまとめ ・現地の県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災活動状況等に開する協議会資料・記者発表資料の作成 ・広報班への最新情報の提供 ・屋内退避、避難等の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（プラント班、放射線班及び住民安全班と協力） ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部への派遣要請、各機能別班間の総合調整 ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請の総合調整、原子力災害対策本部への要請依頼 ・関係機関からの支援申出への対応 ・その他重要事項に関する総合調整
<p>○連絡グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部長等の関係班、関係機関への周知 ・各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報収集 ・合同対策協議会の決定事項の関係機関への伝達 ・国の原子力災害対策本部・県・市町村災害対策本部との連絡・調整
<p>○総括グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部長等の補佐業務 ・原子力災害対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等） ・各機能別班の情報の集約、記録 ・各省庁、指定公共機関（中央）等による応急対策活動状況に関する情報のとりまとめ、原子力災害対策本部での報告 ・現地での応急対策活動状況に関する情報の原子力災害対策本部での報告 ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部長の承認手続き、各機能別班間の総合調整 ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請 ・関係機関からの支援申出への対応 ・広報班への最新情報の提供 ・現地総括グループの支援

- 連絡グループ
 - ・原子力災害対策本部長等の指示等に関する連絡・調整
 - ・合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）との連絡・調整
 - ・その他関係機関との連絡
 - ・現地連絡グループの支援

(4) 医療班

道府県、医療関係機関（文部科学省、厚生労働省、防衛省、消防庁、放射線医学総合研究所及び日本赤十字社を含む。）の行う緊急時医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行う。

オ フ サ イ ト セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の被ばく状況（汚染者数、被ばく線量等）の把握 ・各機関の医療活動に関する情報の収集、整理 ・国の緊急被ばく医療派遣チームの派遣に関する調整（輸送に関する調整） ・全班 輸送、交通グループに支援要請 ・原子力緊急時支援・研修センターの放射線管理要員派遣の要請及び派遣先の調整 ・広域的な医療応援に関する調整 ・救護所、医療機関等からの被ばく者の搬送、転送に関する情報の把握 ・被ばく者等の搬送に関する自衛隊への要請とりまとめ（総括班へ報告） ・負傷者、被ばく者の搬送先の選定に関する支援 ・医療、衛生資機材等の確保に関する調整 ・安定ヨウ素剤予防服用の指示の検討 ・安定ヨウ素剤予防服用状況の把握 ・緊急被ばく医療に関する医療機関等からの問い合わせに対する対応 ・原子力災害対策本部及び県の災害対策本部の医療班等との連絡、調整 ・医療に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成 ・住民の被ばく状況の原子力災害対策本部での報告 ・医療機関の情報（除染、放射線障害治療等の設備の有無、空床数等）収集、才 ・サイテセンター医療班への連絡 ・現地医療班の傷病者、被ばく者の搬送先の選定等に関する支援 ・広域的な医療応援に関する関係機関との調整、オフサイトセンター医療班への連絡 ・各医療機関に搬送された傷病者、被ばく者の数、傷病程度等の把握 ・安定ヨウ素剤予防服用状況の原子力災害対策本部での報告 ・その他現地医療班の支援 ・原子力緊急時支援・研修センター等の派遣調整
---	---

(2) 放射線班

現地で行われる緊急時モニタリングデータの収集、整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

オ フ サ イ ト セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングデータの収集、整理 ・県災害対策本部への緊急時モニタリングの指導・助言 ・緊急時モニタリングに必要な要員、資機材等に関する調整（原子力緊急時支援） ・研修センターへの要請を含む） ・住民の被ばく線量予測の実施（S P E E D I 等を活用） ・屋内退避、避難等の実施（解除）区域案の作成 ・飲食物採取制限の実施（解除）区域案の作成 ・飲食物採取制限等の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（住民安全班と協力） ・飲食物採取制限勧告に関する合同対策協議会資料・記者発表資料の作成 ・原子力災害対策本部の放射線班等との連絡・調整 ・緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成 ・現地における緊急時モニタリング情報の収集、原子力災害対策本部での報告 ・屋内退避、避難、飲食物採取制限等に関する情報の収集、原子力災害対策本部での報告 ・現地放射線班の支援
---	---

(3) プラント班

事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。

オ フ サ イ ト セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント情報（放射性物質の放出状況含む。）の収集、分析及び整理事業者の行う事故対応状況の把握 ・原子力事業者への指示 ・事故対応に関する原子力事業者への指示 ・事故の進展予測（家用炉の場合には、E R S S による放射性物質の放出予測含む。） ・原子力災害対策本部及び県の現地災害対策本部のプラント班等との連絡、調整 ・プラント状況・進展予測に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成 ・プラント情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告 ・現地プラント班の支援
---	---

(5) 住民安全班
被災者の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

オ フ サ イ ト セ ン タ ー	○住民安全グループ ・災害に関する情報（被害、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対する措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理及び運営 ・救助、救急に係る状況の把握 ・地方公共団体、救助・救急関係省庁（警察庁、防衛省、海上保安庁及び消防庁）の行う救助、救急活動の調整 ・地方公共団体、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）が行う避難収容に関する措置の把握及び調整 ・物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 ・避難所等への飲食物等の供給に関する調整 ・社会秩序の維持に関する調整 ・飲食物規制等関係省庁（厚生労働省及び農林水産省）が行う食料品等の採取、取扱指導等に関する状況の把握及び調整 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の住民安全グループとの連絡、調整 ・救助、救急、避難等に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成 ○輸送、交通グループ ・避難、屋内退避に関する緊急輸送の実施に関する調整 ・国の専門家、国及び他の都道府県からの支援者に関する緊急輸送の実施に関する事項 ・資機材等に関する緊急輸送の実施に関する調整 ○緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握及び調整 ・緊急輸送、進入制限等に関する優先順位に関する調整 ・交通規制等の状況の把握及び調整 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の輸送、交通グループとの連絡、調整 ○住民安全グループ ・現地の救助、救急活動に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告 ・救助、救急に係る広域応援に関する連絡 ・住民安全グループへの連絡 ・現地の避難収容活動に関する情報の把握、現地の連絡 ・飲食物摂取制限の状況の把握、現地の連絡 ・現地住民安全グループの支援 ○輸送、交通グループ ・現地の緊急輸送、交通規制に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告 ・現地の避難収容活動に関する情報の把握、現地の連絡 ・飲食物摂取制限の状況の把握、現地の連絡 ・現地輸送・交通グループの行う活動の支援	原 子 力 災 害 対 策 本 部
		原 子 力 災 害 対 策 本 部

(6) 広報班
報道関係資料の収集、整理、作成、住民からの問い合わせ対応等を行う。

オ フ サ イ ト セ ン タ ー	○報道グループ ・報道関係情報資料の収集、整理 ・報道発表資料の取りまとめ（各班が作成） ・記者発表会応（総括班と連絡を取りながら対応） ・記者会見の開催調整 ・記者からの問い合わせ対応 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の報道グループとの連絡、調整 ○広報グループ ・記者からの問い合わせ対応 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の報道等に関する合同対策協議会資料の作成 ・住民広報すべき事項の検討、整理及び作成（防護対策区域内用、防護対策区域外用、避難所に収容住民用等） ・住民広報すべき事項の検討、整理及び作成（防護対策区域内用、防護対策区域外用、避難所に収容住民用等） ・関係機関への住民広報の要請 ・関係機関の住民広報に関する調整 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の広報グループとの連絡、調整 ○報道グループ ・地方公共団体等の住民対応チームへの最新情報の提供 ・広報等に関する合同対策協議会資料の作成	原 子 力 災 害 対 策 本 部
		原 子 力 災 害 対 策 本 部

(7) 運営支援班

オ フ サ イ ト セ ン タ ー	対策拠点施設及び災害対策本部における後方支援業務等を行う。 ・対策拠点施設の環境整備 ・対策拠点施設参集者の食料等の調達 ・対策拠点施設の衛生管理 ・各種通信回線の確保 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の運営支援班等との連絡、調整	原 子 力 災 害 対 策 本 部
		原 子 力 災 害 対 策 本 部

(2) 放射線班

放射線による影響を予測する。
事故現場周辺にて行われる緊急時モニタリングデータの収集、整理を行うとともに、

対策拠点施設	○総括グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害現地対策本部長等の補佐業務 ・合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ、議事録作成等） ・各機能別班の情報の集約、記録 ・現地の各機関等の防災活動状況等に関する協議会資料・記者発表資料の作成 ・広報班への最新情報の提供 ・立入制限及び退避の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（放射線班及び生民安全班と協力） ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部への派遣要請、各機能別班間の総合調整 ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請の総合調整、原子力災害対策本部への要請依頼 ・関係機関からの支援申出への対応 ・その他重要事項にに関する総合調整
	○連絡グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部長の指示等の関係班、関係機関への周知 ・各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報収集 ・合同対策協議会の決定事項の関係機関への伝達 ・国の原子力災害対策本部、県・市町村災害対策本部との連絡・調整
原子力災害対策本部	○総括グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害現地対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等） ・各機能別班の情報の集約、記録 ・各省庁、指定公共機関（中央）等による応急対策活動状況に関する情報のとりまとめ、原子力災害対策本部での報告 ・現地での応急対策活動状況に関する情報の原子力災害対策本部での報告 ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部長の承認手続き、各機能別班間の総合調整 ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請 ・関係機関からの支援申出への対応 ・広報班への最新情報の提供 ・現地総括グループの支援
	○連絡グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害現地対策本部長の指示等に関する連絡・調整 ・合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）との連絡・調整 ・その他関係機関との連絡・調整 ・現地連絡グループの支援
（3）事故処理班		
事故現場における情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行つ。		
対策拠点施設	○総括グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・事故現場情報（放射性物質の放出状況含む。）の収集、分析及び整理 ・事故現場に於ける危険時の措置等事故対応状況の把握 ・事故対応に於ける原子力事業者への指示 ・事故の進展予測 ・原子力災害対策本部の事故処理班等との連絡、調整 ・事故現場状況・進展予測に関する合同対策協議会の作成
	○連絡グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・事故現場情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告 ・事故現場状況・進展予測に関する記者発表資料の作成 ・現地事故処理班の支援

各機能別班	○総括グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害現地対策本部長等の補佐業務 ・合同対策協議会の運営 ・各機能別班の情報の集約、記録 ・現地の各機関等の防災活動状況等に関する協議会資料・記者発表資料の作成 ・広報班への最新情報の提供 ・立入制限及び退避の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（放射線班及び生民安全班と協力） ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部への派遣要請、各機能別班間の総合調整 ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請 ・関係機関からの支援申出への対応 ・広報班への最新情報の提供 ・現地総括グループの支援
	○連絡グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害現地対策本部長等の指示等に関する連絡・調整 ・合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）との連絡・調整 ・その他関係機関との連絡・調整 ・現地連絡グループの支援

(4) 医療班

医療関係機関（文部科学省、厚生労働省、防衛省、消防庁、放射線医学総合研究所及び日本赤十字社を含む。）の行う緊急時医療活動の把握及び医療活動の調整。

(5) 住民安全班

負傷者等の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

○住民安全グループ	事故に関する情報（被害、立入制限、退避、社会的混乱等に関する情報、周辺住民の安全確保のため既にとった措置及び今後どうとする措置等）の収集、整理及び連絡
	・救助、救急に囲むする状況の把握
○輸送、交通グループ	・救助・救急関係機関（警察、海上保安本部及び消防）の行う救助・救急活動・立入制限・退避に関する措置の把握及び調整
	・社会秩序の維持に関する調整
○輸送、交通グループ	・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の住民安全グループ等との連絡、調整
	・救助、救急、立入制限等に関する合同対策協議会の作成
○輸送、交通グループ	・国の車両家、国及び他都道府県からの支援者に関する緊急輸送の実施に関する事項・資機材等に関する緊急輸送の実施に関する調整
	・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握及び調整
○輸送、交通グループ	・緊急輸送に係る優先順位に関する調整
	・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整
○輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成	・交通規制等の状況の把握及び調整
	・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の輸送、交通グループとの連絡、調整
○輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成	・緊急輸送、交通規制等に関する調整
	・現地の救助、救急活動に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告
○輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成	・現地の立入制限、退避に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告
	・物資調達、供給活動に関する情報収集、原子力災害対策本部での報告
○輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成	・救助、救急、立入制限等に関する記者発表資料の作成
	・現地住民安全グループの支援
○輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成	・輸送、交通規制等の実施に関する調整
	・現地の緊急輸送、交通規制等に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告
○輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成	・緊急輸送、交通規制等に関する記者発表資料の作成
	・現地輸送、交通規制等の実施に関する調整

緊急事態宣言対策の実施内容と本部における緊急各機関の役割分担（原子力事業者）
（参考20）

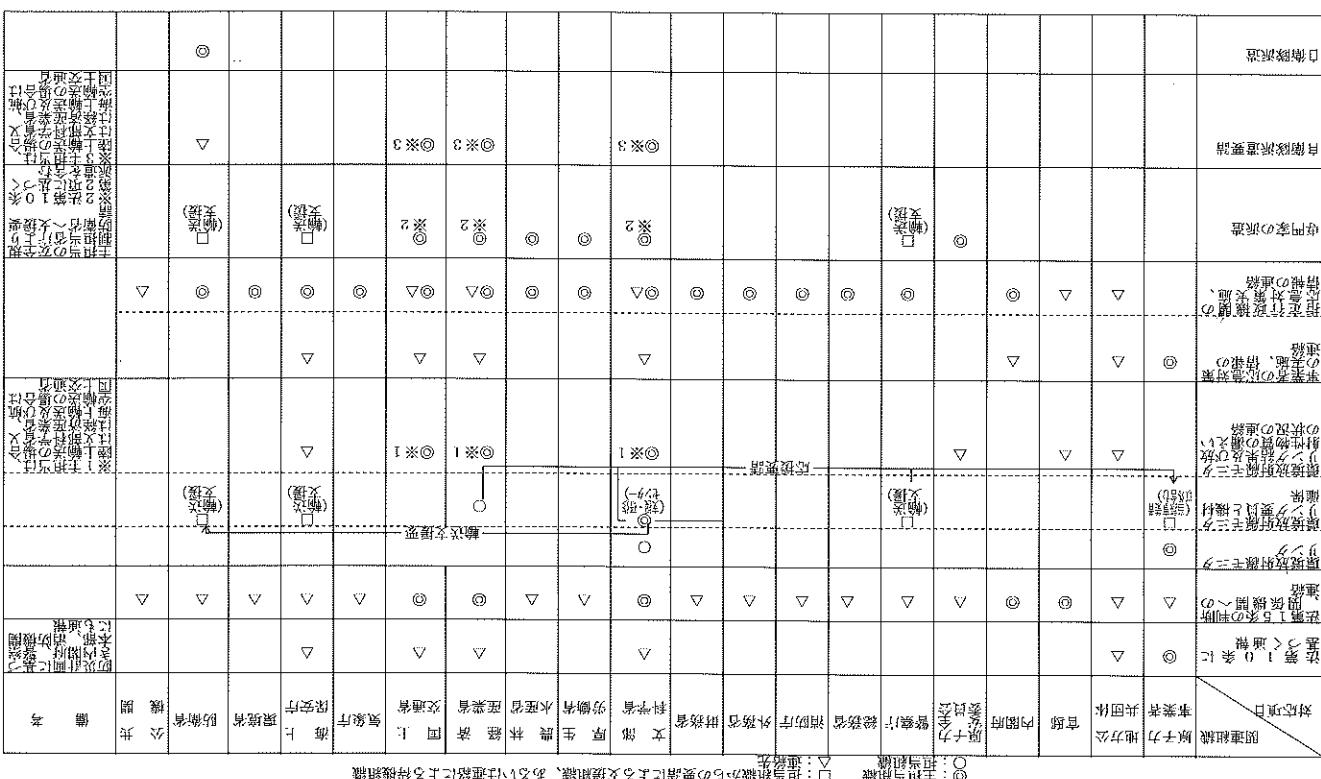
(6) 広報班 報道関係資料の収集、整理、作成、住民からの問い合わせ対応等を行う。

- | | |
|---------|---|
| ○報道グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・報道関係情報資料の収集、整理 ・記者発表対応（総括班と連絡をとりながら対応） ・記者会見の開催調整 ・記者からの問い合わせ対応 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の報道グループとの調整 ・報道等に関する合同対策協議会資料の作成 |
| ○広報グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・住民広報すべき事項の検討、整理及び作成 ・関係機関への住民広報の要請 ・関係機関の住民広報に関する調整 ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の広報グループとの調整 ・地方公共団体等の住民対応チームへの最新情報の提供 ・広報等に関する合同対策協議会資料の作成 |
| ○報道グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・報道関係情報資料の収集、整理 ・記者発表資料の取りまとめ（各班が作成（現地関連情報を含む。）） ・記者会見の開催調整 ・記者からの問い合わせ対応 ・現地報道グループの支援 |
| ○報道グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・原子子力災害対策本部の報道グループとの連絡 |

(7) 運営支援班

- ・対策拠点施設及び災害対策本部における後方支援業務等を行つ。
 - ・対策拠点施設の環境整備
 - ・対策拠点施設参集者の食料等の調達
 - ・対策拠点施設の衛生管理
 - ・各通信回線の確保
 - ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の運営支援等の調整

緊急事態應對策的實施內容之本部化方式為關係各機關之發制分組（輪送）



◎ 土壤生物多样性 □：地表土壤动物多样性比上层土壤动物多样性、地表土壤动物多样性比下层土壤动物多样性

緊急事態應急方案的實施內容之本部分將對各環節各環節的計劃分項

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	〇〇市、□□町、△△村、・・・※ (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径〇〇m圏内の海域)
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時
	発生日時
	発生場所
	放射線等の状況
	被害状況
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇(地区名) 地区住民のうち、「乳幼児、児童、妊婦、成人」については、自宅等の屋内へ退避すること。 ・〇〇(地区名) 地区住民のうち、「乳幼児、児童、妊婦、成人」については、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難すること。 ・事故施設(現場)から半径〇〇m圏内の船舶等は避難すること。

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇、〇〇キロメートルのところ」等、において発生した事故現場から〇〇m」とする。

緊急事態宣言対策の実施内容と本部における異議各機關の役割分担

(参考22)

指 示 索
平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 ○○○○

で発生した事故に關し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

①○○ (地区名) 地区住民のうち、「乳幼児、児童、妊婦、成人」について
は、自宅等の屋内へ退避すること。

②○○ (地区名) 地区住民のうち、「乳幼児、児童、妊婦、成人」について
は、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難すること。

・事故施設 (現場) から半径○○m圏内の船舶等は避難すること。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv)	内部被ばくによる実効線量 ・放射性ヨウ素による小児 甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は 肺の等価線量 ・ブルトニウムによる骨表 面又は肺の等価線量	防護対策の内容
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けとると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、ブルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいちずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

「原子力施設等の防災対策について」(平成20年原子力安全委員会決定)より抜粋*

(参考24)

屋内退避、避難準備の指示の内容

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)
○○ ○○ 殿○○○原子力災害現地対策本部長
○○ ○○

○○○（事業所名）において、発生した事故に關し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、周辺住民の防護措置について下記のとおり指示する。

記

指示内容	緊急時モニタリング結果又はSPEEDIシステムによる予測結果から ○○（地区名）住民が受けると予測される放射線量が、 _____mSvを超えるおそれがあるため、
①	①○○（地区名）地区住民のうち、 〔 乳幼児、児童、妊娠、成人 〕 については、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を開め気密性に 配慮すること。
②	②○○（地区名）地区住民のうち、 〔 乳幼児、児童、妊娠、成人 〕 については、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難する こと。
	・事故施設から半径○○m圏内の船舶等は避難すること。

受信時刻：平成○○年○○月○○日○○時○○分

通報者：（所属）_____（氏名）_____

受信者：（所属）_____（氏名）_____

(参考24-2)

避難の指示の内容

平成 年 月 日 時 分
(地方公共団体)
○○ ○○ 殿

○○○原子力災害現地対策本部長
○○ ○○

○○市、□□町、△△村、・・・付近において、発生した事故に關し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づき、周辺住民の防護措置について下記のとおり指示する。

記

指示内容	緊急時モニタリング結果又は予測結果から事故現場から〇〇mの周辺住民が受けると予測される放射線量が、 _____mSvを超えるおそれがあるため、
	・事故現場から〇〇mの周辺住民のうち、 〔 乳幼児、児童、妊婦、成人 〕 については退避すること。 ・事故現場から半径〇〇m圏内の船舶等は避難すること。
	受信時刻：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分
	通報者：(所属) _____ (氏名) _____ 受信者：(所属) _____ (氏名) _____

(参考25)

○○○原災対策第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿
(災 害 名)
原子力災害対策本部長

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について(要請)
原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第4項の規定に基づき、以下のとおり自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

記

- 1 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由
参考—「公示」のとおり。
 - 2 派遣を希望する期間
平成〇〇年〇〇月〇〇日から・当面の間 or ・平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
 - 3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
参考—「公示」中、緊急事態応急対策を実施すべき区域
(2) 派遣を希望する活動内容
(例) ・緊急事態応急対策の実施に必要な活動
・緊急事態応急対策の実施
・輸送支援
等
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 本派遣要請に関する当本部の調整窓口は、
安全規制担当省庁※ 局 課
担当者 課長(TEL FAX)
課長補佐(TEL FAX)
現地対策本部窓口；安全規制担当省庁※ 課 〇〇〇〇
(TEL FAX)
(2)

※輸送の場合は、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

防災業務関係者の防護措置

原子力災害の応急対策及び災害復旧に關係する者であつて、ある程度の被ばくが予想される防災業務関係者については、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）を、また、防災業務に応じて、被ばくを低減するための防護マスクを配布するとともに、安定ヨウ素剤を予防的に服用させる。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する考え方を参考にして、以下のとおりとすることを提案する。また、事故が発生した原子力事業所の放射線業務従事者については、法令に定められている線量限度を適用するものとする。なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標についての参考資料を、付属資料9に示す。

- (イ) 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50 mSv を上限とする。
- (ロ) ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやせきを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100 mSv を上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で 300 mSv 、皮膚については等価線量で 1 Sv をあわせて上限として用いる。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から、適切な配慮が必要である。

¹⁾「原子力施設等の防災対策について」(平成20年原子力安全委員会決定) より抜粋

飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: ^{131}I)
飲料水	$3 \times 10^2 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	$2 \times 10^3 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
野菜類 (根菜、芋類を除く。)	
対象	放射性セシウム
飲料水	$2 \times 10^2 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	$5 \times 10^2 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
野菜類	
穀類	
肉・卵・魚・その他	
対象	ヴラン
飲料水	$20 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	$1 \times 10^2 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
野菜類	
穀類	
肉・卵・魚・その他	
対象	ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (^{238}Pu 、 ^{239}Pu 、 ^{240}Pu 、 ^{242}Pu 、 ^{241}Am 、 ^{242}Cm 、 ^{243}Cm 、 ^{244}Cm の放射能濃度の合計)
飲料水	$1 \text{Bq}/\text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	
穀類	
肉・卵・魚・その他	

(注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ヴランについては $20 \text{Bq}/\text{kg}$ を、ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種について $1 \text{Bq}/\text{kg}$ を適用するものとする。ただしこの基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとされる。

なお、上記の対象物中の放射能濃度の定量に当たっては、以下文部科学省放射能測定法シリーズのを参照することを提奨する。
 * 放射性ヨウ素 : 1.5 「緊急時における放射性ヨウ素測定法」
 * 放射性セシウム : 7 「ガリマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」
 * 放射性セシウム : 2.4 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーための試料前処理法」
 2.9 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリ一解析法」

- * ヴラン : 1.4 「ヴラン分析法」
- * ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 :
 - 1.2 「ブルトニウム分析法」及び同シリーズ
 - 2.1 「アメリカン・アメリシウム分析法」
 - 2.2 「ブルトニウム・アメリシウム迅速分析法」
 - 2.8 「環境中ブルトニウム迅速分析法」

(参考27)
30 「環境試料中アメリシウム241、キュリウム迅速分析法」
また、上記濃度の算出についての考え方を付属資料14に示す。

〔原子力施設等の防災対策について〕(平成20年原子力安全委員会決定)より抜粋

(参考28)

○○府政防第○○号
平成○○年○○月○○日

原子力安全委員会委員長 殿

内閣総理大臣 ○○○○

原子力緊急事態解除宣言について

原子力緊急事態解除宣言を発することとしたので、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

(参考29)

原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなった
と認められため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15
条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言を発する。

(参考30)

(案)

○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき設置した平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇〇原子力災害対策本部及び平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇〇原子力災害現地対策本部は、平成 年 月 日をもって廃止したので、第十六条第二項及び第十七条第九項の規定により告示する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 名

関係省庁事後対策連絡会議の開催（原子力事業所）

- 開催場所
安全規制担当省庁とする。

○構成員 議長	安全規制担当省庁局長クラス (文部科学省科学技術・学術政策局長／経済産業省原子力安全・保安院長)
構成員 内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長
	厚生労働省大臣官房厚生科学課健全危機管理官
	農林水産省大臣官房環境政策課長
	経済産業省大臣官房防災業務室長
	経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故故障対策室長
	経済産業省中小企業庁総務課災害対策室長
	(必要に応じて以下の省庁を加える。)
	内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）
	内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
	内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）
	内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長
	警察庁警備局警備課長
	総務省大臣官房総務課長
	消防庁国民保護・防災部防災課長
	外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
	財務省大臣官房審議官室長
	厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
	国土交通省総合政策局技術安全課長
	気象庁総務部企画課長
	海上保安庁警備救援部環境防災課長
	環境省水・大気環境局大気環境課長
	防衛省運用企画局事態対処課長
	必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請を召集する。
○事務	事故対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。 安全規制担当省庁：全体会とりまとめ、官邸との連絡・調整、関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、関係省庁との連絡調整等

関係省庁事後対策連絡会議の開催（輸送）

○事務

事後対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。
主担当の安全規制担当省庁：金体のとりまとめ、官邸との連絡・調整、関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、関係省庁との連絡調整等

○開催場所
主担当の安全規制担当省庁とする。

構成員

議長

【陸上輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長

【海上輸送の場合】

国土交通省海事局長

【航空輸送の場合】

国土交通省航空局長
他の安全規制担当省庁等の局長クラス

【強上輸送の場合】

国土交運省自動車交通局長

【海上輸送及び航空輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長

内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長

経済産業省大臣官房防災業務室長

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故故障対策室長

経済産業省中小企業庁総務課災害対策室長

国土交運省総合政策局技術安全課長

(必要に応じて以下の省庁を加える。)
内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
内閣府政務統括官付参事官(災害応急対策担当)

警察庁警備局警備課課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁国民保護・防災部防災課長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房審議官室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官

厚生労働省労働基準局安全衛生課長

農林水産省大臣官房環境政策課長

気象庁総務部企画課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局大気環境課長

防衛省運用企画局事態対処課長

必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。

現地事後対策連絡会議の開催（原子力事業所）

放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施その他医療に関する処置、風評被害対策等について、関係省庁、関係都道府県、関係市町村、原子力事業者、専門家等における情報の共有を図るため、現地事後対策連絡会議を必要に応じて開催する。

○構成員

議長 安全規制担当省庁管理職
(不在の場合は、原子力安全管理事務所長／保安検査官事務所長)

構成員 原子力安全管理事務所長／保安検査官事務所長
原子力防災専門官

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁等関係省庁担当者
関係都道府県職員

関係市町村職員
原子力事業者

緊急事態応急対策調査委員等専門家
その他、議長が必要と認めた者

○事務

現地事後対策連絡会議に係る事務については、以下のように分担する。
安全規制担当省庁 : 会議の庶務、関連情報の集約・整理、資料の作成、会場設営等

関係都道府県及び関係市町村 : 関連情報の集約・整理、上記への協力
原子力事業者 : 事故の状況及び経過ならびに事後対策実施状況等情報
の集約・整理、資料の作成、住民への説明等

現地事後対策連絡会議の開催（輸送）

(参考3-3)

放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施その他医療に関する処置、風評被害対策等について、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、専門家等における情報の共有を図るため、現地事後対策連絡会議を必要に応じて開催する。

○構成員

議長 主担当の安全規制担当省庁管理職
副議長 他の安全規制担当省庁等の管理職
構成員 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁等関係省庁担当者
都道府県職員
市町村職員
原子力事業者
緊急事態応急対策調査委員等専門家
その他、議長が必要と認めた者

○事務

現地事後対策連絡会議に係る事務については、以下のように分担する。
主担当の安全規制担当省庁：会議の庶務、関連情報の集約・整理、資料の作成、会場設営等
地方公共団体
原子力事業者
：関連情報の集約・整理、上記への協力
：事故の状況及び経過ならびに事後対策実施状況等情報の
集約・整理、資料の作成、住民への説明等

事故・故障等発生時対応マニュアル

2版

第六編

文書番号	他業マ201	開示	■行政機関情報公開法第5条に則り開示 □PPの守秘義務の観点から、行政機関情報 公開法第5条第3、4項に則り不開示
初版制定日	2006年4月1日	開示番号	
改定期日	2008年6月20日	開示番号	*
レビュー予定期	2009年3月を目途	開示番号	*

参33-1

参32-2

<改定時の責任と権限>	
区分	書式名
承認者	原子力規制室長
確認者	保安管理企画官、運転管理・検査管理官、安全審査調整官、総括補佐、規制第2係補佐、規制第3係補佐、管理補佐、内規管理担当者
作成担当係	規制第3係

<改定履歴> 「内規(制定・改定)記録表」(共業マ201-01)、「内規レビュー記録表」(共業マ201-03) 主な改定理由、内容等	
版数	当省所管の原子力施設等において、事故・故障が発生した場合、円滑かつ効果的に対応するため、新規にマニュアルを制定する。
初版	2006. 04. 01
2版	2008. 06. 20 在席中と不在時の対応を明確に区分するとともに、記載の適正化を行う。

I.はじめに	1
1. 目的	1
2. 関連法令、訓令等	1
II. 原子力規制室員在室中の対応	2
1. 事故・故障等発生第1報の受信、事故・故障等区分の判断等	2
2. 原子力規制室員の対応	2
3. 現地保安検査官の対応	3
4. 原子力規制室外への情報の伝達	3
5. 報道機関への対応	3
6. 地方自治体との連絡	4
7. 非常災害対策センターへの移動の判断、手順等	4
III. 原子力規制室不在時の対応	5
1. 事故・故障等発生第1報の受信、事故・故障等区分の判断等	6
2. 原子力規制室員の対応	6
3. 現地保安検査官の対応	6
4. 原子力規制室外への情報の伝達	6
5. 報道機関への対応	6
6. 地方自治体との連絡	6
7. 非常災害対策センターへの移動の判断、手順等	6

(資料)

別紙1 : ランク毎の対応一覧	7
別紙2 : 原子力施設 事故・故障発生時連絡初動対応	8
別紙3 : 事故・故障等発生時の現地保安検査官の行動について	9
別添1 : 対策室ホワイトボード記載内容	11

(書式)

他業マ201-01 事故・故障等受信メモ	
他業マ201-02 事故・故障等の速報 (文部科学省所管原子力施設)	

I.はじめに

1. 目的
本マニュアルは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく文部科学省所管の原子力施設（以下「原子力施設」という。）及び核燃料物質等の陸上輸送において、事故・故障等が発生した場合、円滑に対応することを目的として、必要な活動内容を策定する。

2. 関連法令、訓令等

法令、訓令名	該当条項（特に記載のない場合は全て）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)	第62条の3（主務大臣等への報告）
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (昭和32年12月9日総理府令第83号)	第16条の14（事故・故障等の報告）
核燃料物質の使用等に関する規則 (昭和32年12月9日総理府令第84号)	第6条の10（事故・故障等の報告）
核原料物質の使用に関する規則 (昭和43年7月20日総理府令第46号)	第5条（事故・故障等の報告）
試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く）並びに核燃料物質の使用施設等における事故・故障等の報告について (平成16年4月30日付け(16科原安第54号)原子力安全課長通知) (参考)国への通知・報告の方法等について	—
試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く）並びに核燃料物質の使用施設等における事故・故障等の報告について（平成16年4月30日、16科原安第54号）の一部改正等について（原子力安全課長通知）	—
文部科学省への通報・報告の方法等について (平成19年12月20日付け、原子力規制室通知)	—

II. 原子力規制室員在室中の対応

勤務時間内に事故・故障等が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

1. 事故・故障等発生第1報の受信、事故・故障等区分の判断等

(1) 原子炉施設設置者又は核燃料物質使用者（以下「原子力事業者」という。）から事故・故障等の発生に関する電話連絡の第1順位は、運転管理・検査管理官（以下「検査管理官」という。）とする。

検査管理官が不在の場合は、原子力規制室長（以下「室長」という。）、規制第3係長、総括担当の室長補佐及び施設担当者の順で対応する。

(2) 第1報対応者は、事業者からの電話連絡内容を口頭で確認しながら正確に「事故・故障等受信メモ」（他業マ201-01）に記録するとともに、電話を切る前に、次の事項を再確認する。

① 連絡者の氏名、所属、連絡先電話番号等

② FAXが届いている場合は、電話連絡の内容及びFAXの内容と「事故・故障等受信メモ」（他業マ201-01）記載内容との整合性

(3) 第1報対応者は、速やかに「事故・故障等受信メモ」（他業マ201-01）（及びFAXのコピー）にて室長に報告する。
なお、事業者から得た情報が核物質防護情報に該当する可能性があるもののは、別途検査管理官（不在のときは室長）にその取扱いを相談すること。
(4) 室長は、事業者からの情報に基づき、原子力安全監及び原子力安全課長と協議し、発生した事象が法令報告事象又は社会的影響のある事象（別紙1：ランク毎の対応一覧）に該当するか職員の現地派遣を行うか等について速やかに判断し、関係室員に周知する。

2. 原子力規制室員の対応

(1) 原子力規制室の職員は、「原子力施設 事故・故障等発生時連絡初動対応」（別紙2）に基づき原則として総括、規制第2係及び管理係は広報班、規制第1係及び安全調査係はプラント班、規制第3係は現地対応班に分かれ活動を行う。

(2) プラント班は、直ちに許可申請書等から事故・故障等が発生した施設の情報を抜粋し、室長、検査管理官及び総括担当の室長補佐に提出する。また、情報を整理し、室長、検査管理官及び総括担当の室長補佐に報告する。

(3) 資料のファーリングは広報班、ホワイトボードへの記録（別添1：対策室ホワイトボード記載内容参照）はプラント班及び現地保安検査官（以下「現地保安検査官」という。）から情報及び今後の予定については、現地対応班が担当するものとする。なお、プラント班は原子力事業者から電話等で入手した情報については「新情報」と前置きし、ホワイトボード記録者に聞こえるように大声で復唱する。

(4) 現地対応班は、現地保安検査官から入手した情報をその都度、直ちに室内で報告する。

- (5) プラント班は、情報を探査し、適時、室長、検査管理官及び総括担当の室長補佐に報告する。

3. 現地保安検査官の対応

- (1) 原子力安全管理事務所長は、直ちに現地保安検査官を当該原子力施設に派遣し、情報収集を行わせる。
- (2) 現地対応班は、現地保安検査官から連絡を受けた場合、検査管理官又は室長と協議し、現地保安検査官に必要な指示を行う。

- (3) 当該原子力施設に到着した現地保安検査官は、必要ながケット線量計、携帯電話、デジタルカメラ等を携行し、事故・故障等に係る確認等を行い、その確認結果を現地対応班に適宜電話連絡を行うほか、できる限り事故現場の状況写真等を送信する。
- なお、この情報収集にあたっての現地保安検査官の基本的な行動を「別紙3：事故・故障等発生時の現地保安検査官の行動について」に示す。

4. 原子力規制室外への情報の伝達

- (1) 事業者からの第1報FAX及び電話での情報を基に広報班等が「事故・故障等の速報」(他業マ201-02)に従い作成する速報を使用して、規制室職員に配布されている「原子力施設における事故・故障等発生時の連絡網」に従い直ちに連絡する。
- (2) プラント班及び現地保安検査官から連絡を受け、新たな情報又は新たに判明した情報を室内に周知する。広報班はそれに基づき隨時速報の統報を作成し省内関係者に配付する。

5. 報道機関への対応

- (1) 報道機関に対しては、法令報告事象と判断した場合には速やかに公表する。また、社会的影響のありうるものなどについては、その状況に応じて公表することとし、室長が公表の要否、タイミングの判断を行う。説明を行いう場合には原則として室長が行うものとする。報道機関への統報の公表や終息宣言等の公表等についても同様とする。
- (2) 広報班は、広報室と発表形態(資料配付、レク付き)、発表時刻等について調整する。地元自治体との連絡については「6. 地方自治体との連絡」を参照。
- (3) 広報班は、事業者及び現地保安検査官から連絡された新たな情報又は新たに判明した情報を踏まえ、プラント班の協力も得て公表資料を作成する。作成にあたっては、平易な用語の使用や、図面や写真等分かりやすい資料の添付に努める。
- (4) 広報班は、資料が完成したら、速報を配付した省内関係者に配付する。
- (5) 広報班は、インターネット用のファイルを広報室及び「原子力・放射線の安全確保ホームページ」の管理先に送付する。

- (6) 広報班は、インターネットやテレビニュースのチェックを行う。
- (7) 室長又は総括担当の室長補佐は、プレスからの電話等の対応を行う。
- (8) 広報班は、新聞報道の切り抜きを行うとともに、地方紙記事の取り寄せを行う。

- (9) 茨城県下の報道機関への対応が必要な場合には、水戸原子力事務所を通じて行う。この場合、事故故障等の具体的な説明等は原子力規制室が対応するものとする。

6. 地方自治体との連絡
広報班は、必要に応じ事故・故障等が発生した原子力施設が所在する地方自治体の原子力安全対策担当部署と連絡をとり、事象の区分の判断結果を通知するとともに、報道機関への公表に関して連絡・調整を行う。

7. 非常災害対策センターへの移動の判断、手順等
法令報告事象のうち、原子力事故・災害時対応マニュアルのフェーズ1に該当すると判断される以下に相当する事象
・原災法の特定事象に至るおそれのある事象
・原子力安全上重要な事象(放射性物質の敷地外への放出、過大な一次冷却材の漏えい、従業員の過大な被ばく)
・社会的影響が大きいと考えられる事象
については、速やかにフェーズ1の対応を行うとともに、これらに至らない事象についても、発生事実、状況、前例等を参考に関係者の判断により、必要に応じ文部科学省原子力事故チームの設置、非常災害対策センターへの移動等を行う。

- 非常災害対策センターを利用するとの判断に至った場合は、次の方で行う。
(1) 規制室員のうち先発隊2～3名が準備を行う。
(2) 準備が整い次第、広報班、プラント班、現地対応班の規制室職員は必要書類等を持って順次センターへ移動する。
(3) 対策センターにおける体制が整った段階で、関係者(事業者、現地対応者、省内等)に対し対応場所を対策センターに移した旨の連絡をする。
(4) なお、室員のうち数名は連絡要員として規制室執務室に残ることとする。

III. 原子力規制室不在時の対応

勤務時間外、休日等の原子力規制室職員、不在時に事故・故障等が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

1. 事故・故障等発生第1報の受信、事故・故障等区分の判断

(1) 事業者から事故・故障等の発生に関する電話連絡を受けた検査管理官又は代理の者（以下「検査管理官等」という。）は、「事故・故障等の速報」（他業マ201-02）に従い速報を作成し、「原子力施設における事故・故障等発生時の連絡網（原子力規制室）」に基づき室長に連絡を行うとともに、室長からの事故対応の指示を受ける。

室長は、原子力安全監督協議の上、法令報告事象、社会的影響のあるうる事象に該当すると判断した場合は、関係職員の参集を命じるとともに、職員又は現地保安検査官の現場への派遣をする。

第1報受信者は、必要な個所に速やかに連絡後、規制室体制が立ち上がりまでの、その場から移動せず又は連絡可能な対応をとりつつ情報の入手に努める。規制室の体制が整った後は、連絡先を規制室とし登録する。

なお、本省への参集及び現地派遣に申し、深夜等で通常の交通機関の利用が困難な場合においては、職員はタクシーを利用することとする。ただし、原子力安全課において、要した経費の私金立替処理手続きを行いうことから、当該職員はタクシーの代金を立て替えるとともに携帯電話での連絡がとれるよう、原則としてタクシーを利用する。)

(2) 最初に本省へ参集した職員は、事業者の連絡責任者に、参集した旨の電話連絡を行うとともに、原子力規制室に送付されたFAX等の情報の確認、追加情報の有無の確認を行う。

また、コピー機等必要機器の電源を入れる。

(3) 報道機関への公表を行う場合には、公表方法及び公表時刻等について、予め定められた大臣官房総務課広報室の担当者と協議する。また、必要に応じ事故・故障等が発生した原子力施設が所在する地方自治体の原子力安全対策担当部署と連絡をとり、報道機関への対応を検討する。

2. 原子力規制室の対応

(1) 原子力規制室の職員は、参集状況により別紙2：原子力施設事故・故障等発生時連絡初動対応を参考にして総括、規制第2係及び管理係は広報班、安全調査係及び規制第1係はプラント班、規制第3係は現地派遣又は現地対応班に分かれ活動を行う。

3. 現地保安検査官の対応

対応はII. 2. (2) 以降と同様に行う。
ただし、参集状態によっては、他課室の職員に協力を要請する。

4. 原子力規制室外への情報の伝達

対応はII. 3と同様に行う。

5. 報道機関への対応

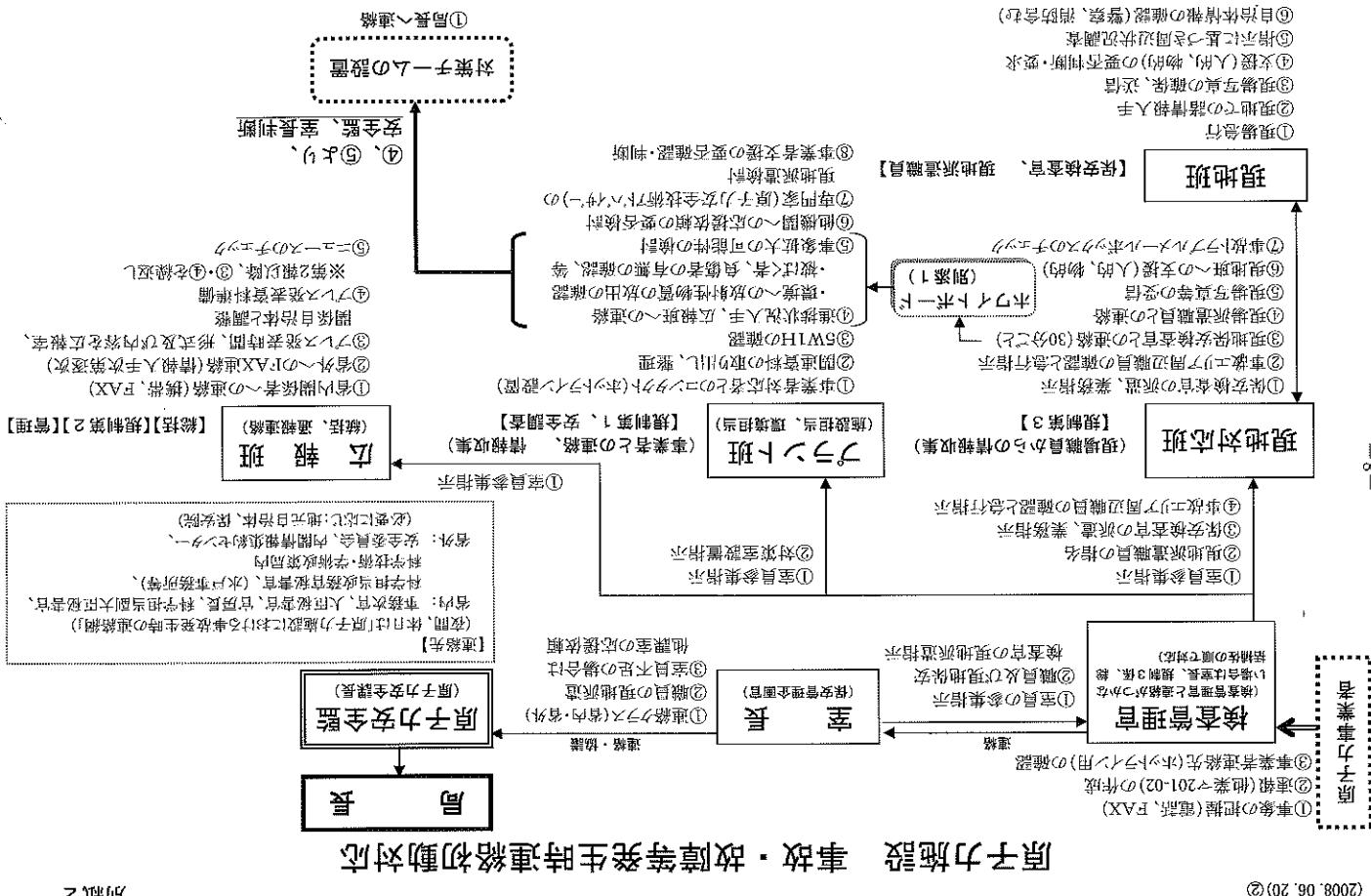
対応はII. 4と同様に行う。

6. 地方自治体との連絡

対応はII. 5と同様に行う。

7. 非常災害対策センターへの移動の判断、手順等

対応はII. 7と同様に行う。
なお、当初から非常災害対策センターを利用するとの判断に至った場合には、執務室に立ち寄る必要のない者は直接、非常災害対策センター（文部科学省3階）へ参集する。



2008.06.20(日)

地震で201事故・故障等発生時連絡体制対応

別紙2

別紙1

ランク毎の対応一覧

対応内容	ランクA	ランクB	その他
連絡及び通報の区分	法令報告事象	社会的事象 ありうる事象 ないしは社会的影響のあり うる事象で定めた方法に従 うこととする。	震度4以上時の対 応。
連絡及び通報の区分	原子力安全監、 安全課長への連絡	直ちに	状況に応じて 実施
連絡及び通報の区分	省内幹部への連絡	直ちに	速やかに
連絡及び通報の区分	内閣情報機関センター、 安全委員会等へ連絡	直ちに	速やかに
連絡及び通報の区分	その他関係行政機関へ その連絡	必要に応じて	必要に応じて
連絡及び通報の区分	報告書宛先	大臣	原子力規制室長

(注)多くの場合、当初得られる情報は不完全であり、初動体制はその不完全な情報をもとに判断せざるを得ない。このため、初動対応の判断にあたっては、最悪の場合を想定して行動することが必要。

別紙3

事故・故障等発生時の現地保安検査官の行動について

「必要な情報を正確に、より早く」の視点から、原子力施設の事故・故障等に係る情報を原子力事業者（以下、「事業者」という。）から入手した場合の現地に常駐の原子力保安検査官（以下、「現地保安検査官」という。）の行動を以下に示す。

1. 当該施設担当の現地保安検査官は、事業者からの情報に基づき、明らかに不要と認めるとき（運転管理・施設管理情報であつて社会的影響のないもの）以外は、ただちに現場に向かう。この場合、
 - ① ただちに現場に向かう現地保安検査官は、できる限り短時間で急行できるよう、公用車（事務所の車）又は契約タクシーを利用する。
 - ② 現地急行する現地保安検査官は、現地に急行する旨、所長に連絡するとともに、タクシー乗車中にても事業者から事故・故障の情報を入手する。
 - ③ 所長は、さらに他の現地保安検査官を現地派遣する場合、必要機材であるデジタルカメラ、ハンディバッコン、アームム付個人線量計等を携行させる。
 - ④ 所長は現地保安検査官が現地に向かった旨（何時に誰が）、検査管理官または本省現地対応班（以下「現地対応班」という。）に連絡する。

2. 現地においては、正確な情報は第1に原子力事業者にあることを前提に、

- ① 現地保安検査官は、直ちに現地対応班に現地に到着した旨連絡する。
- ② 現地保安検査官は、現地到着後30分以内を目途に、事業者が本省に報告した内容及び入手した情報に基づき、状況の把握を行い、現地対応班に連絡する。
- ③ 現地保安検査官は、周辺状況（現地では当たり前としている情報が本省では分からぬことが多い）や事業者が事象の重・軽の判断に用いている状況（安全上重要なものか、事象の進展が早いか、拡大の可能性があるのか等）について現地対応班に連絡する。
- ④ 現地保安検査官は、30分毎を目途に事業者の作業状況、現地保安検査官の作業状況、今後の作業予定及び本省からの依頼事項の調査結果を、現地対応班に連絡する。
- ⑤ この場合、現地保安検査官が複数いる場合は、必ず1名は現地対応班と連絡が取れるようするとともに、作業を分担（1名は事故・故障等発生現場あるいは事業者の状況把握、1名は本省との連絡かつ本省からの依頼事項の調査等）して実施する。
- ⑥ 現地保安検査官は、必要に応じて関係者から聴取したり、事故・故障等発生現場をデジタルカメラで撮影し、現地対応班に送付する。

毛信受等效故障

記入者氏名:

1. 事象等発生（確認）日時：平成 年 月 日（ ） 時 分

2 事象發生機制の名稱

- (1) 施設区分 : 原子炉施設 核燃料物質使用施設
 (2) 区域区分 : 管理区域 管理区域外
 (3) 状況区分 : 運転中 停止中
 その他

墨當事象の分類

- | | | | |
|-------------|-----------------------------|---------------------|---------|
| □原子炉自動停止 | □原子炉手動停止 | □施設・設備の故障 | □被ばく(名) |
| □原子炉汚染 | □放射生物質漏洩 | (施設内・施設外・漏えい)継続中・停止 | □爆発 |
| □火災(消火中・鎮火) | □延焼面積は1m ² 以上・以下 | | |
| □人身事故死亡 | □その他(人・鳥獣) | | |

關學南傳叢書之二

4. 美帝事家王久流 (王) (1) 施設の安全性：□原子炉は安全に停止

- | (2) 環境への影響 | | 事業所境界における放射線量率 | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------|-------|
| □使用施設は安全に管理 | □安全性を調査中 | 時 | μSv/h |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 分現在 | μSv/h |
| <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 通常時 | μSv/h |

(3) 被ばく		□調査中	
□あり	□なし	□あり	□なし
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

二
口調查中

5. 本件の問合せ先：連絡責任者の氏名、役職

注：①通知時旨不明らかに於ては、「調査中」と記載する。

注：① 起始時点で弱らが止まらない場合は、一調査中

（2）における施設外への放射性物質による影響に関する。
（3）上記4、（2）の測定場所が分かる地図等を添付する。

：真諦事記

-11-

効率実験課情報	力士予定	MEET	・ 事業者 ・ 自治体	現地班の作業 (所属、氏名、TEL、FAX)	現場写真、等 現場図面、等 現場写真、等		
			担当者一覧	現場経済情報報	効率情報	効率影響	被用C・貿易者

对数圆半径与半径之比

地圖之201-事故·故障等發生時刻表之二之7頁

分類時目()年成日曆(確認)發生

発生場所
施設区分：□原子炉施設 □核燃料物質使用施設
区域区分：□管理区域 □運転中
状況区分：□その他

3. 分類

- 原子炉の自動停止 口火災（消火中、鎮火）
(延焼面積 1m^2 : 以上、以下)
- 原子炉の手動停止 □爆発
□施設、設備の故障 □人身事故（死亡 人、負傷 人）
□被ばく（人） □その他
- 放射性物質による汚染
□放射性物質の漏えい
- 施設内、施設外
漏えい・継続中、停止

四

- 施設の安全性：原子炉は安全に停止・使用
環境への影響：あり、なし、調査中
被ばく：あり（被ばく量を調査中）
調査中

蛙記事

本情報は、報を臺に作成したものであり、予案、修正された場合も少しあります。

作成者：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課
連絡先：TEL : _____

事故・トラブル発生時対応マニュアル

卷三十五

平成20年6月
放針線規制室

- 事故・トラブルの対応
事故・トラブル等に関する事業者からの連絡は、事故・トラブル等の緊急時における連絡方法（別紙1）により行われ、第1報の受信は、原則、放射線検査管理官（以下「管理官」という。）が対応する。管理官が不在の場合は、原則、放射線規制室長（以下「室長」という。）又は室長補佐（総務担当）（以下「総活補佐」という。）が対応する。対応者が不在の場合には、在室している者が第1報を受信する。
夜間、休日などの事業者から連絡は、別紙1により行われることから、室長の指示のもと管理官又は総活補佐は必要な対応を行う。
第1報を受信した者は、相手方の連絡先を確認するとともに通報様式（別紙2）を早急にFAXするよう指示する。
省内関係者への連絡はR1施設における事故発生時の連絡網（別紙3）により行う。

2. 事故・トラブルに伴う立入検査
室長は、事故・トラブル等に伴う立入検査について（別紙4）に基づき立入検査の実施を管理官に指示する。管理官は、放射線検査官を選任し現地に派遣する。

3. 事業者との連絡・調整
管理官が中心となり審査・検査班の指名された者が対応する。

- #### 4. 行政処分等とプレス対応

- 行政指導が相当と認めるとときは、行政指導の考え方（別紙5）に基づき検討する。また、報道発表基準（別紙6）にそってプレス公表を行う。その際、総括班がプレス発表資料を作成し省内調整を行う。
法令報告事象をプレス発表する場合には、INES評価についてもプレス資料に含め発表する。この場合、INES評価に関する作業は企画班が行う。

- 地震時の対応

(様式)別紙2

R I 施設における事故発生時の連絡網
(省略、防災手帳に記載。)

送付先 : 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室
 文部科学省水戸原子力事務所

1. 記入日時：平成 年 月 日 () 時 分

2. 事業所名：
事業所区分： 許可使用 届出使用 販賣 貨貿 廃棄
所有線源等： 密封線源 ()
 非密封線源 ()
 放射線発生装置 ()

3. 異常事象等発生(確認)日時：平成 年 月 日 () 時 分

4. 具体的な場所の名称：
区域区分： 管理区域 管理区域外 不明
状況
 ①施設・設備の異常故障 有 無
 ②被ばく 有 無
 ③汚染 有 無
 ④放射性物質異常漏えい 有 無
 ⑤人身事故 有 無
 ⑥爆発の可能性 有 無
 ⑦危険時の措置 危険なし 措置済み
 ⑧その他 () 未処置

5. 異常事象発生状況・概要
・状況概要(いつ・誰が・何を・どうした・なぜ)

6. 連絡個所： 県 市町村 警察 消防 その他 ()

7. プレス発表の可能性： 有 無 検討中

8. 本件の問合せ先：
連絡責任者の氏名、所属
連絡責任者の電話番号
連絡責任者のFAX番号
連絡責任者のメールアドレス
注) 発生場所がわかるようになりますだけ画面を添付する。

放射線規制室 監査	行政指導の考え方 放射性物質の漏洩等による危険性 漏洩事故の報告方法、原因及び再発防止措置の実施による安全確保 漏洩事故の報告方法、原因及び再発防止措置の実施による安全確保	行政指導の考え方 放射性物質の漏洩等による危険性 漏洩事故の報告方法、原因及び再発防止措置の実施による安全確保 漏洩事故の報告方法、原因及び再発防止措置の実施による安全確保	行政指導の考え方 放射性物質の漏洩等による危険性 漏洩事故の報告方法、原因及び再発防止措置の実施による安全確保 漏洩事故の報告方法、原因及び再発防止措置の実施による安全確保
(二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査) 文書	(※) の程度で、該当する場合は 原子力安全課長 (二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)	(※) の程度で、該当する場合は 原子力安全課長 (二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)	(※) の程度で、該当する場合は 原子力安全課長 (二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)
(二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)	(二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)	(二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)	(二) 放射性物質 科学技術・学術政策局長名 (若しくは原子力安全監査)

事故・トラブル等に伴う立入検査について

別紙4

平成20年6月17日
放射線規制室

- 以下に該当する事象が発生した場合は、速やかに立入検査を実施する。
 ①法令報告に該当する事象が発生した場合であって、公衆の線量限度が超えまたは超えるおそれがあると判断される場合。
 ②許可届出使用者以外の場所において、管理されていない放射性同位元素と思われる物品が発見され、表面線量率又は汚染の状況が不明の場合及び表面線量率が $0.6 \mu \text{Sv}/\text{h}$ を超え又は汚染がある場合。
 ③火災により、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設に延焼し、放射性同位元素の飛散又は線量率の増大が考えられる場合。
 ④地震により、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設が損壊し、放射性同位元素の飛散又は線量率の増大が考えられる場合。

- 上記、立入検査を実施する場合は、R1協会（担当：担当部長 ***-***-***-***-***-***）又は担当課長 ***-***-***-***-***-***）に連絡し、技術参与の協力を求めること。

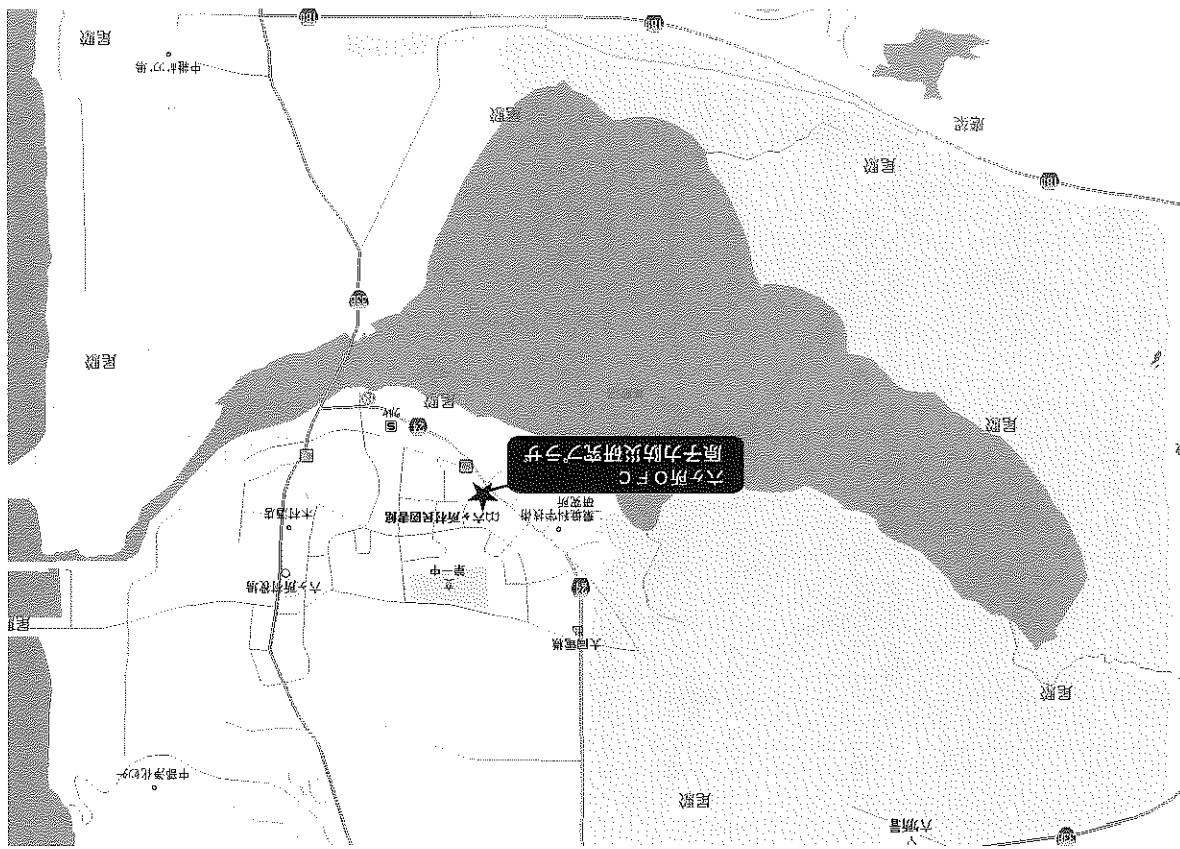
- 立入検査に当たっては、簡易サーベイメータやガラスバッジ、連絡用携帯を携帯するとともに、適宜R1協会の協力を得てN_aIシンチレーションカウンタ及びGMサーベイメータ（α核種による汚染が考えられる場合には線サーベイメータ）を携帯すること。また、汚染のおそれがある場合にはマスク等を携帯すること。

以上

(参考36)

オフサイトセンターへの移動の手引き

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課防災環境対策室
(平成20年6月16日現在)



青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附1-67
TEL: 0175-72-2116

(六ヶ所原子力安全管理事務所)
0175-72-4871
(原子力防災専門事務室:OFC)

1. 東京から最寄り駅までの交通手段

(1) 東京一八戸一三沢（約4時間25分）

- 東京一八戸；東北新幹線

- 八戸一三沢；JR東北本線

(2) 羽田空港一三沢空港（2時間）

2. 最寄り駅からOFCまでの交通手段

(1) 三沢一OFC（約4.1km）

- タクシー；約60分

(2) 三沢空港一OFC（約3.8km）

- タクシー；約55分

3. OFC近郊の宿泊施設

「ホーミーイン六ヶ所」

六ヶ所村尾鮫地区

「ビジネスホテルリッチ」

六ヶ所村尾鮫地区

「やまいちホテル」

六ヶ所村柏地区

TEL: 0175-72-2881

TEL: 0175-72-2333

TEL: 0175-77-3500

4. 代替施設

・ 名称：青森県原子力センター

所在：青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字釜崎400-1

5. 報道対応スペース

・ 名称：原子力防災研究アラサ 1階 研修室

所在：青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附1-67



茨城県原子力オフサイトセンター

茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13

TEL: 029-283-2880

(茨城原子力安全管理事務所: 東海)

029-265-5950

(茨城原子力安全管理事務所: OFC)

1. 東京から最寄り駅までの交通手段

- 東京ー上野ー勝田 (約2時間20分)
 - ・ 上野ー勝田; JR常磐線

2. 最寄り駅からOFCまでの交通手段

- 勝田ーOFC (約9km)
 - ・ タクシー; 約15分

3. OFC近郊の宿泊施設

- ・ 「ひたちなか市営ホテルニューホリエント」
ひたちなか市磯崎4604 TEL: 029-265-7185
- ・ 「つるやホテル」
ひたちなか市阿字ヶ浦2229-20 TEL: 029-265-8322
- ・ 「丸庵旅館」
ひたちなか市阿字ヶ浦4318 TEL: 029-265-7006

【参考】

- 高速道を利用した場合 (約2時間)
霞ヶ関IC - 三郷JCT - 友部JCT - ひたちなか市IC...OFC
(首都高) (常磐自動車道) (北関東自動車道、東水戸道路)

4. 代替施設

- ・ 名称: 茨城県庁
- ・ 名称: 原子力緊急時支援・研修センター 研修棟 研修室
所在: 水戸市笠原町978-6

5. 報道対応スペース

- ・ 名称: 原子力緊急時支援・研修センター 研修棟 研修室
所在: ひたちなか市西十三奉行11601-13



神奈川県川崎オフサイトセンター
TEL: 044-270-3184
(神奈川原子力安全管理事務所)

1. 東京から最寄り駅までの交通手段

- 東京一川崎一産業道路駅（約35分）
 - ・ 東京一川崎；JR東海道線
 - ・ 京急川崎駅一産業道路駅；京急大師線

2. 最寄り駅からOFCまでの交通手段

- 産業道路駅-OFC (約0.5km)
 - ・ 徒歩；約5分
- 3. OFC近郊の宿泊施設
 - 「川崎グランドホテル」
川崎市川崎区宮本町6-2 TEL: 044-244-2111

【参考】
茨城、千葉から専門家を緊急に派遣する場合（案）

勝田、木更津一ヘリポート（大師球場）
(自衛隊ヘリ)

4. 代替施設

- ・ 名称：神奈川県第2分庁舎
・ 所在：横浜市中区日本大通1
- 5. 報道対応スペース
 - ・ 名称：川崎市大師こども文化センター
・ 所在：川崎市川崎区大師公園1-4

大阪府熊取オフサイトセンター
 大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010-1
 TEL; 0724-51-0170
 (大阪原子力安全管理事務所)

1. 東京から最寄り駅までの交通手段

- (1) 東京—新大阪—天王寺—熊取
 - ・ 東京—新大阪；JR新幹線(約180分)
 - ・ 新大阪—天王寺；地下鉄御堂筋線(約20分)
 - ・ 天王寺—熊取；JR阪和線(約40分)
- (2) 羽田空港—関西空港—熊取
 - ・ 関西空港—熊取；JR阪和線(約20分)

2. 最寄り駅からOFCまでの交通手段

- 熊取—OFC(約2.5km)
 - ・ 熊取—東大前；南海バス(約15分)
 - ・ タクシー；約10分
- 3. OFC近郊の宿泊施設
 - ・ 「ホテルカバリエ」 熊取駅3分
 - ・ 「熊取町大久保中1-13-13」 TEL; 0724-53-0303
 - ・ 「関空日根野ステーションホテル」 日根野駅1分
 - ・ 「泉佐野市日根野4066」 TEL; 0724-60-1911

【参考】

自衛隊機による輸送バーン(索)

東京、勝田、木更津 — 入間基地 — 八尾基地 — ヘリポート
 (自衛隊ヘリ)(自衛隊輸送機)(自衛隊ヘリ)
 (諸町立班ガラウド)

大阪府東大阪オフセンター



東大阪市新上小阪6 5 3 - 1 2
TEL ; 0 6 - 6 7 3 6 - 9 1 1 2
(大阪原子力安全管理事務所分室)

1. 東京から最寄り駅までの交通手段

- (1) 東京ー新大阪ー難波ー長瀬 (約4時間)
 - ・ 東京ー新大阪；JR新幹線(約1 8 0分)
 - ・ 新大阪ー難波；地下鉄御堂筋線(約1 5分)
 - ・ 難波ー長瀬；近鉄線(約4 0分)
- (2) 東京ー新大阪ー難波ー河内小阪(約3時間3 0分)
 - ・ 東京ー新大阪；JR新幹線(約1 8 0分)
 - ・ 新大阪ー難波；地下鉄御堂筋線(約1 5分)
 - ・ 難波ー河内小阪；近鉄奈良線(約1 5分)
- (3) 羽田空港ー伊丹空港ー上本町ー河内小阪(約2時間)
 - ・ 伊丹空港ー上本町；連絡バス(約3 0分)
 - ・ 上本町ー河内小阪；近鉄奈良線(約1 0分)

2. 最寄り駅からOFCまでの交通手段

- (1) 長瀬ーOFC(約1. 5 km)
 - ・ 徒歩；約2 0分
- (2) 河内小阪ーOFC(約2 km)
 - ・ タクシー；約1 5分

* 伊丹空港ーOFC；タクシー約4 0分

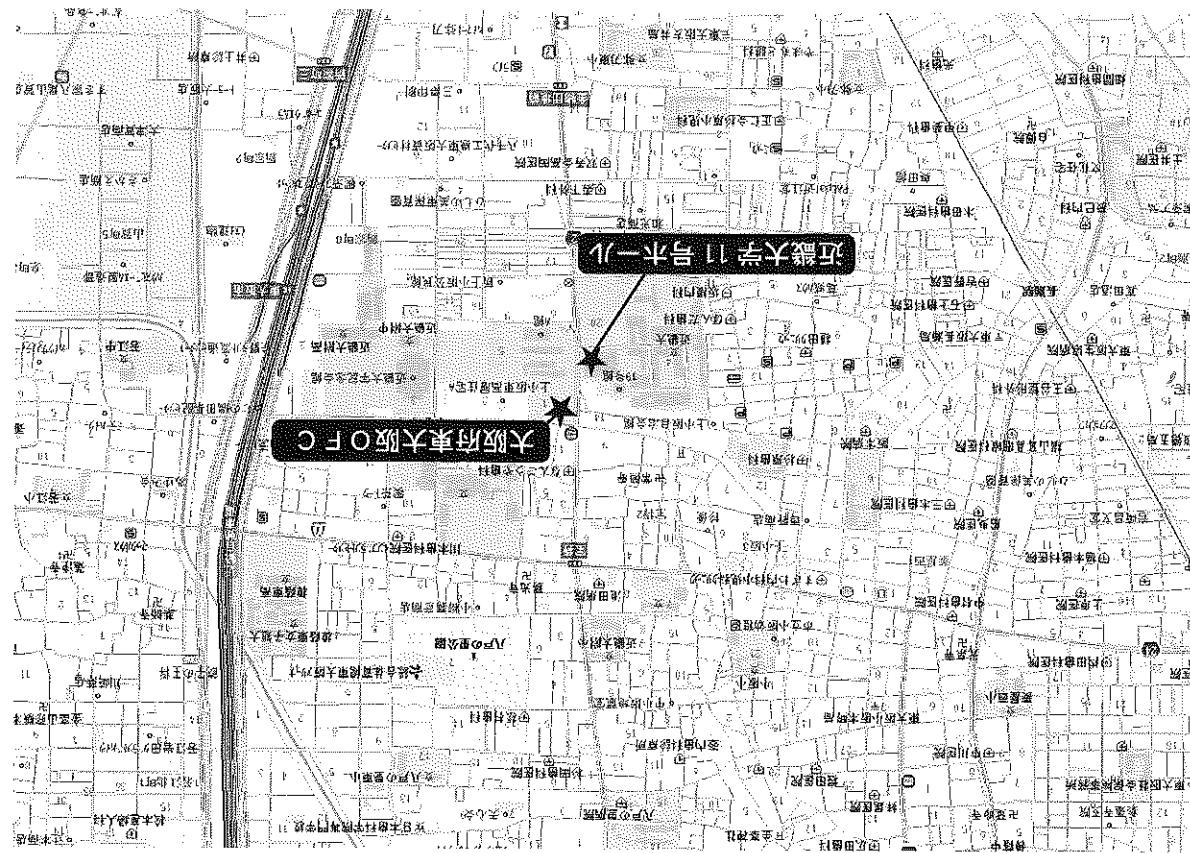
3. OFC近郊の宿泊施設

- ・ 「Uコミュニティホテル」 河内小阪駅3分
- ・ 東大阪市御厨栄町1ー3ー3 0 TEL ; 0 6 - 6 7 8 4 - 3 0 0 0

【参考】

自衛隊機による輸送バーン (案)

東京、勝田、木更津ー入間基地ー八尾基地ーヘリポート
(自衛隊へり)(自衛隊輸送機)(自衛隊ヘリ)(大阪防衛施設アランド)



4. 代替施設

- ・ 名称：大阪府防災情報センター
- ・ 所在：大阪市中央区大手前3-2-12（大阪府庁別館7階）

5. 報道対応スベース

- ・ 名称：近畿大学 11号ホール（1階ロビー）
- ・ 所在：東大阪市小若江3-4-1

上齋原オフサイトセンター

岡山県吉田郡鏡野町上齋原5141-1
TEL; 0868-44-7688

(上齋原原子力安全管理事務所)

1. 東京から最寄り駅までの交通手段

- (1) 東京—岡山—津山 (5時間41分)
 - ・ 東京—岡山；JR新幹線(733km、230分)
 - ・ 岡山—津山；JR快速ことぶき (59km、64分)

2. 最寄り駅からOFCまでの交通手段

- (1) 津山駅—OFC (43km)
 - ・ タクシー；50分
 - ・ 路線バス；1時間5分
- (2) 倉吉駅—OFC (34km)
 - ・ タクシー；40分

3. 宿泊場所

- ・ 「国民宿舎いづき」 OFCより徒歩5分
岡山県吉田郡鏡野町上齋原437-1 TEL; 0868-44-2831

【参考】

自衛隊機による輸送パターン（案）

東京、勝田、木更津 — 入間基地 — 美保基地 — ヘリポート(犠札ヶ谷)
(自衛隊ヘリ) (自衛隊輸送機) (自衛隊ヘリ)

4. 代替施設

- ・ 名称：上齋原文化センター
 - ・ 所在：岡山県吉田郡鏡野町上齋原409
- TEL; 0868-44-7688

5. 報道対応スペース

- ・ 名称：鏡野町上齋原振興センター 別館2階 (大会議室及びプレスセンター)
- ・ 所在：岡山県吉田郡鏡野町上齋原514-1

航空自衛隊入間基地

埼玉県狭山市稻荷山2-3

TEL: 042-953-6131

1 東京（霞ヶ関）から最寄り駅までの交通手段

(1) 霞ヶ関-池袋-稻荷山公園（1時間8分）

- ・ 霞ヶ関-池袋；當田地下鉄丸の内線（21分）
- ・ 池袋-稻荷山公園；西武池袋線急行（40分）

* 最寄り駅から入間基地までは、徒歩

